

よくわかるFPシリーズ

合格テキスト

# FP

技能士 **1** 級

1

ライフプランニングと  
資金計画・リスク管理

TAC FP講座 編



## はじめに

日常生活に役立つ知識を幅広く得られる資格、それがFP資格です。銀行、証券会社、保険会社等の金融業界や、不動産業界などでは、FP技能士2級は必須といわれるほど浸透した資格となりました。2級まで取得された方は、学習以前と比べて視野が広がったことを実感されているでしょう。

FPの資格が活かせるのは、金融業界に限りません。独立してFP事務所を構え、お金の相談にかかわっていくためには、やはり、1級レベルの知識が必要になってきます。学習した知識が実務に直結する、それがFP技能士1級なのです。

FP技能士1級試験では、「基礎編」と「応用編」が出題されますが、本書「ライフプランニングと資金計画・リスク管理」の分野からは、「応用編」での出題はありません。そのため、「基礎編」で確実に点数がとれるための学習が求められます。一方で、非常に細かい内容が問われることも多く、その対策は一筋縄ではいきません。本書では、過去に本試験で出題された知識をベースとして、コンパクトでわかりやすくまとめているため、1級で必要な知識を身につけるには十分な量を掲載しています。

本書を最大限に活用することで、FP技能士1級合格をつかみとり、将来の夢の実現につながることを心より祈念いたします。

2024年5月

TAC FP講座

# 本書の特長・利用方法

## PICK UP 1

### 出題傾向・全体像

章扉のページに過去6回分の出題状況を示してあります。出題されたテーマには☆印がついているので、重点的に学習しましょう。

重要論点を確認し、学習内容を把握しておきましょう。

## 第1章

### FPと職業倫理・関連法規

過去の出題状況	2022.5	2022.9	2023.1	2023.5	2023.9	2024.1
関連法規	☆			☆		☆

- FPと職業倫理・関連法規の関係**  
FPは他の専門職の領域を侵すことなく職業倫理についても遵守しなければならない。
- 職業倫理**  
FPは顧客利益を優先し、顧客の保護のために守らなければならない職業倫理がある。
- 関連法規**  
FPは他の専門職の領域を侵すことなく、専門家と協力しながら業務を遂行しなければならない。

## PICK UP 2

### 図表・重要公式

本試験で計算問題を解く際に重要となる公式には色付きのアミをかけて強調しています。

図表や資料を多用して説明をわかりやすくまとめ、視覚的にもスムーズに理解できるようにしました。

#### 2 ソルベンシー・マージン比率と早期是正措置

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予断を超えて発生するリスクに対して、保険会社の保険支払能力がどの程度確保されているのかを数値として表したものである。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ると、金額が早期是正措置を命じることができる。なお、公表が義務づけられている。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージンの総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン比率	区分	措置の内容
200%以上	評価区分なし	
100%以上200%未満	第一区分	経営健全性確保のための改善計画の提出・実行の命令
0%以上100%未満	第二区分	保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
0%未満	第三区分	期限を付した業務の全部または一部の停止命令

#### 3 基礎利益

保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる。生命保険会社の基礎的な期間利益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものである。  
基礎利益 = 経常利益 + キャピタル損益 - 臨時損益

#### 4 EV (エンベディッド・バリュー)

保険会社の企業価値や業績を評価する計算方法の1つである。  
EV = 「修正純資産」 + 「保有契約価値」  
※1 修正純資産：貸借対照表上の純資産の部に負債計上された資本性のある内部留保、資産の含み損益などを加え修正したものを。  
※2 保有契約価値：損保条件（解約・失効率、死亡率、運用利回り、事業費率など）において保険契約の将来利益を予想し、計算日時点の現在価値を算出し、税金を控除したものを。

#### 5 実質純資産額

有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した時価ベースの資産の合計から、資本性のない実質的な負債（償還準備金や危険準備金などの資本性のない負債を

## PICK UP 3

### 重要語句

重要な用語・内容を色付き文字で目立たせ、覚えるべき語句が把握しやすくなっています。

## 3 損害保険商品

日常生活や企業活動において、偶発の事故により、大きな損害を被ることもありますが、損害保険商品にはこれらのリスクに対するさまざまな商品が準備されています。

### ■損害保険商品

物保険	偶発の事故を原因とする「物」に対する損害を補償する保険。火災保険、自動車保険（自動車保険）、船舶総合保険、盗難賠償などが存在。
人保険	「人」に対する損害を補償する保険で各種の補償保険がある。
賠償責任保険	偶発の事故によって負った法律上の賠償責任をカバーする保険。施設賠償責任保険、請負賠償責任保険、生業賠償責任保険、店舗賠償責任保険、自動車保険（対人賠償保険、対物賠償保険）、個人賠償責任保険、ゴルフツアー保険などがある。
その他	損害を被る「物」や「人」の損害や賠償責任を負うことによって負った損害以外の損害を補償対象としている保険がある。このタイプの保険には、火災利益保険などがある。けがや病気による休業損失、医療費の負担、あるいは老後に備える、相続税負担、失業（喪失）保険、介護（費用）保険、ガン保険などについては、「その他の保険」に分類されることもある。

### 1 火災保険

火災保険は、火災等を原因とする建物や家財等の損害に対し保険金額を限度として補償する保険である。保険期間は最長5年（2022年10月より）である。

火災保険の保険料は、保険の対象となる所在地や建物の構造、用途などによって異なる。住宅建物の構造により、M構造（コンクリート造り共同住宅）、T構造（コンクリート造り、敷金なし）行建、I構造（木造在り）に区分され、保険料は、**対構造が高く、M構造が低い**。店舗などの一般物件ではその構造により、1級、2級、3級に区分され、保険料率は、3級が高く、1級が低い。また、保険期間が1年を超える長期契約の保険料を一括して支払うときは、所定の割引率が適用される。

保険金額は建物または動産（家具、設備、付属品、商品など）を別々に設定する。建物・家財を同一の保険証券で引受け入れた場合に、家財の保険料にセット割引を適用できる場合がある。住宅物件などは、補償の対象となる建物に付属して家財の収容を収容する物置・納屋、自家用専車庫、および**門・塀・垣**などの屋外設備、装飾を補償の対象とすることができる。

補償内容の主なものは、火災、落石、破砕、爆発、風災（D・J型）、雪災、水災、水濡れ、盗難、物体の落下、飛来、衝突・接触、輻射による損害などとなっているが、一部の補償内容について補償しない商品もある。ただし、上記の補償内容の主な注意点は次のとおり。

・**高・重**の物の取込みによる損害は、**建築物の外壁**（外装、装具、開口部等）が風災等の事故により破損し、その部分から**建築物内部に吹込むことによる損害**に限られる。

2 損害賠償と3 損害保険商品 79

損害賠償の責任は民法に規定される。

## PICK UP 4

### チェックテスト

章末には、インプットした内容を確認できるように、○×形式のチェックテストを掲載しています。簡潔にまとめられていますので、すばやく復習ができます。必ず解いてみましょう。

### チェックテスト

- 1) 租税士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の求めに応じて行う個別具体的な税務相談は、その行為が無償であれば租税士法に抵触しない。
- 2) 租税士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のデータを参考にした架空の事例に基づく一般的な説明を有償で行うことは、租税士法に抵触しない。
- 3) 保険専業人として登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、保険の専業行為をすることは、保険業法に抵触しない。
- 4) 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の遺産分割の同意がなしに、相続に関する一般的な説明を有償で行うことは、弁護士法に抵触しない。
- 5) 弁護士・司法書士・行政書士の資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、報酬を得る目的で顧客の自己破産手続きを行う行為は弁護士法に抵触する。
- 6) 社会保険労務士の独占業務として、報酬を得て業として行う事務であって、労働会保険法第5条に基づく「指導業務」の作成、その提出に関する事務の代行（申請などの代理）「経理書類の作成」が社会保険労務士法で定められている。
- 7) 不動産の鑑定評価に関する法律により、他人の求めに応じて報酬を得て業として行う「不動産の鑑定評価」は、不動産鑑定士の独占業務である。
- 8) 土地家屋調査士法により、不動産の権利に関する登記について、他人の依頼を受けて業として行う「登記に関する手続きの代理」[法務局に提出する書類の作成]は、有償・無償を問わず、土地家屋調査士の独占業務である。
- 9) 皆立庁が有氏した監査法上の表示がない広域職員を、ファイナンシャル・プランナーがインターネットで入手して、自らのセミナーで使用する場合に関係者庁の許諾を得る必要はない。

### 解答

- (1) × (2) ○ (3) × (4) ○ (5) ○  
(6) ○ (7) ○ (8) × (9) ○

# FP技能士・1級試験のしくみ

## 1級FP技能検定 試験概要

試験実施団体	金融財政事情研究会（金財）
試験科目と出題形式	【学科試験】 基礎編 マークシート方式による筆記試験、四答択一式 応用編 記述式による筆記試験
	【実技試験】 口頭試験形式
受験資格	①2級技能検定合格者で、FP業務に関し1年以上の実務経験を有する者、 ②FP業務に関し5年以上の実務経験を有する者、③厚生労働省認定金融涉外技能審査2級の合格者で、1年以上の実務経験を有する者
試験日	【学科試験】 9月・1月・5月の年3回
	【実技試験】 6月・10月・2月の年3回
試験時間	【学科試験】 基礎編 10：00～12：30 応用編 13：30～16：00
	【実技試験】 面接開始約15分前に設例配布、各面接の1人当たり所要時間は約12分
出題数と合格基準	【学科試験】 基礎編 50問、応用編 5題、200点満点で120点以上
	【実技試験】 異なる設例課題に基づき2回面接、200点満点で120点以上
1級試験 お問い合わせ先	一般社団法人 金融財政事情研究会 検定センター <a href="https://www.kinzai.or.jp/">https://www.kinzai.or.jp/</a> TEL 03-3358-0771

## 1級FP技能士とCFP®

- ・2級FP技能検定合格者で1年以上のFP実務経験を有する者
- ・5年以上のFP実務経験を有する者

FP技能士1級学科試験を受検・合格！

- ・AFP登録者
- ・FP協会が認めた大学で所定の単位を取得した者

CFP® 資格審査試験を受検・合格！

↓  
CFP® エントリー研修

↓  
3年間の実務経験要件充足・日本FP協会登録により、CFP®として認定

実技試験を受検・合格！

1級FP技能士に！

# 目次

はじめに	iii
本書の特長・利用方法	iv
FP技能士・1級試験のしくみ	vi

## 第1章 FPと職業倫理・関連法規 1

1 FPの職業倫理	2
2 FPと関連法規	3
チェックテスト	6

## 第2章 ライフプランの手法 7

1 ライフプランニングの手法	8
チェックテスト	10

## 第3章 ライフプランと資金計画 11

1 住宅取得とライフプラン	12
2 教育資金とライフプラン	19
チェックテスト	22

## 第4章 中小法人の資金計画 23

1 資金計画のプランニング	24
2 資金調達の種類・特徴	25
チェックテスト	28

## 第5章 保険制度 29

1 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス	30
2 契約者の保護に関する規制	33
3 保険契約者保護機構	37
4 保険法	39
5 少額短期保険業	40
6 各種共済制度	41
チェックテスト	43

## 第6章 生命保険・第三分野の保険の仕組みと保険商品 45

1 生命保険の仕組みと特徴	46
2 保険契約のルール（約款の留意点など）	49
3 生命保険商品	55
4 第三分野の保険とは	70
5 第三分野の保険商品	71
チェックテスト	73

**第7章 損害保険の基本用語と保険商品** ..... **75**

1 損害保険の基本用語 ..... 76  
2 損害賠償と法律 ..... 78  
3 損害保険商品 ..... 79  
    チェックテスト ..... 94

**第8章 保険と税金** ..... **95**

1 生命保険と税金 ..... 96  
2 生命保険の法人の経理処理 ..... 103  
3 損害保険と税金 ..... 110  
    チェックテスト ..... 116

索引 ..... 118



# 第1章

## FPと職業倫理・関連法規

過去の出題状況	2022.5	2022.9	2023.1	2023.5	2023.9	2024.1
関連法規	☆			☆		☆

### 1. FPと職業倫理・関連法規の関係

FPは他の専門職の領域を侵すことなく職業倫理についても遵守しなければならない。

### 2. 職業倫理

FPは顧客利益を優先し、顧客の保護のために守らなければならない職業倫理がある。

### 3. 関連法規

FPは他の専門職の領域を侵すことなく、専門家と協力しながら業務を遂行しなければならない。

# 1 FPの職業倫理

---

## 1 顧客利益の優先

FPは顧客の利益を優先し、FP自身やFPと関わりのある企業の利益を優先してはならない。顧客に提案するプランは、当然、顧客の財産に関わるものなので、そのプランを実行するか否かを判断するのはあくまでも顧客であることを忘れてはならない。そのため、FPの提案したプランと顧客の希望が合致しなかった場合、そのプランを無理に通すのではなく、顧客の利益に合致するかについて十分に顧客と話し合うことが必要となる。

## 2 守秘義務の遵守

FPは職務上知り得た顧客情報を、顧客の同意なく第三者に漏洩してはならない。顧客の情報は他人に知られてはならないものが多く含まれており、FPの業務は顧客との信頼関係の上に成立しているため、顧客情報の守秘義務には特に留意しなければならない。

## 3 顧客に対する説明義務

FP業務の遂行にあたって提案を行う際は、顧客が適切な情報に基づいて意思決定できるよう、十分に説明する義務を負う。例えば、金融・不動産各種商品の性質、税金、各種法令について、顧客の十分な理解を得る必要がある。

## 4 インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントとは、正しい情報が十分に伝えられたうえで、顧客が同意することである。FPがプランニングを進めるにあたっては、現状のとらえ方や前提条件等を顧客の立場で十分に説明し、理解されたかどうかを確認しながら進めなければならない。通常、顧客はFPほど専門知識を有していないことから、常に情報の非対称性があることを意識しなければならない。

## 5 コンプライアンス（法令遵守）の徹底

FPは業務領域が広範囲にわたるため、さまざまな法令遵守を徹底する必要がある。例えば、金融サービス提供法のほか、税理士法や弁護士法など関連業法にも注意が必要である。法令違反の多くは無知や過失から生じるため、FP自身のリスクマネジメントとしても、コンプライアンスの徹底が必要となる。

## 2 FPと関連法規

### 1 税理士法

FPは、顧客のあらゆるデータを基にライフプランニングを行うにあたり、税金の分野を無視できない。税理士でないFPは、税務の専門家である税理士の職域を認識する必要がある。

税理士の業務は、税理士法の中で「**税務代理行為**」「**税務書類の作成**」「**税務相談**」を挙げている。

税理士資格のないFPが、「**業として行う税務相談\***」は税理士法違反となる。個別具体的な税務質問に答えることは、税理士の専門領域である「業として行う税務相談」に抵触するおそれがあることを忘れてはならない。

※ 「業として行う税務相談」とは、「税務代理行為」「税務書類の作成」「税務相談」を反復継続して行い、または反復継続して行う意思をもって行うことをいう。この行為は、**営利目的の有無、有償・無償は問わない**こととされている。

よって、FPは、顧客のデータを参考にしつつ、具体的な数値から離れた仮定の金額を用いた税のプランニングに留める必要がある。

FPが行える範囲としては、**一般的な情報**・資料の提供や相談、講演等がある。

### 2 弁護士法

弁護士の職域は、具体的な権利義務関係全般にわたる非常に広いものである。弁護士でないFPは、**具体的な法律事件（一般の法律事務）についての相談、判断、アドバイス**はできない。

法律判断を必要とする事案について、弁護士資格のないFPは一般的な回答に留め、その後の判断や処理手続きは弁護士に任せる必要がある。

一方、**一般的な説明**の範囲で相談を行うことは可能である。また、任意後見契約を公正証書で締結することも抵触しない。

### 3 社会保険労務士法

公的年金額の計算や各種社会保険の知識は、FPにとって不可欠であり、公的年金の受給見込み額の計算や知識を活用したライフプランニングを行うことは可能である。

一方、業として行う事務であって、労働社会保険諸法令に基づく「**申請書類の作成、その提出に関する手続きの代行**」「**申請等の代理**」「**帳簿書類の作成**」などは社会保険労務士の独占業務として社会保険労務士法で定められている。

---

## 4 司法書士法

司法書士の独占業務の代表的なものとして、不動産の「**権利に関する登記**」が該当し、業として行う「**登記に関する手続きの代理**」「**法務局に提出する書類の作成**」は有償・無償を問わず司法書士法において司法書士の独占業務とされている。

---

## 5 土地家屋調査士法

不動産の「**表題登記**」について必要な「土地または家屋に関する調査・測量」のうえ「**登記申請手続きの代理**」等が土地家屋調査士法において土地家屋調査士の独占業務として定められている。

---

## 6 不動産の鑑定評価に関する法律

他人の求めに応じて報酬を得て業として行う「**不動産の鑑定評価**」は、不動産鑑定士の独占業務として不動産の鑑定評価に関する法律で定められている。

---

## 7 金融商品取引法

金融資産の運用設計について相談されることがある。その中でも有価証券を用いた運用に際しては、金融商品取引業として「**投資助言・代理業**」「**投資運用業**」との境界が問題となる。これらは内閣総理大臣の登録を受けることが必要である。

金融商品取引法は、有価証券の価値や金融商品の価値などの分析に基づく投資判断について報酬を得て助言を行う契約を「**投資顧問契約**」とし、この契約に基づいて助言を業として行うことを「**投資助言・代理業**」としている。

また、投資一任契約を締結し、この契約に基づいて金融商品の価値などの分析を行い、運用を業として行うことを「**投資運用業**」としている。

例えば、金融商品取引業者として登録を受けていないFPが、顧客から株式投資のアドバイスを求められ、株価チャートを示して投資のタイミングや個別銘柄の選定などを有償で助言してはならない。

したがって、「投資助言・代理業」「投資運用業」でないFPは、有価証券などのポートフォリオのプランニングを業として行うことはできない。

一方、一般的な経済情勢、景気動向、企業業績、金融商品の仕組みなどの説明を行うことは可能である。

---

## 8 保険業法

保険募集人<sup>\*</sup>として登録していないFPは、保険業法に規定された内容を十分に把握する必要がある。保険募集人であるFPが保険などの募集をする際にも注意する必要があるといえる。

例えば、FPが顧客のプランニングに際し保障額や保険商品について説明を求めら

れることはよくあることだが、**保険募集人の登録をしていないFPは、保険契約の募集・勧誘を目的とした商品の説明**をすることはできない。

一方、必要保障額の計算や保険商品の**一般的な**仕組み、活用法の説明、講演を行うことは可能である。

※ 生命保険募集人、損害保険代理店または少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）

---

## 9 官公庁が作成した資料

官公庁が作成した広報資料は、転載禁止の旨がある場合を除き、許可を得ることなく使用しても著作権法上の問題はない。

## チェックテスト

- (1) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の求めに応じて行う個別具体的な税務相談は、その行為が無償であれば税理士法に抵触しない。
- (2) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のデータを参考にした架空の事例に基づく一般的な税の説明を有償で行うことは、税理士法に抵触しない。
- (3) 保険募集人として登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、保険の募集行為をすることは、保険業法に抵触しない。
- (4) 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の遺産分割の問題が生じた際、相続に関する一般的な説明を無償で行うことは、弁護士法に抵触しない。
- (5) 弁護士・司法書士・行政書士の資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、報酬を得る目的で顧客の自己破産手続きを行う行為は弁護士法に抵触する。
- (6) 社会保険労務士の独占業務として、報酬を得て業として行う事務であって、労働社会保険諸法令に基づく「申請書等の作成、その提出に関する手続の代行」「申請などの代理」「帳簿書類の作成」が社会保険労務士法で定められている。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律により、他人の求めに応じて報酬を得て業として行う「不動産の鑑定評価」は、不動産鑑定士の独占業務である。
- (8) 土地家屋調査士法により、不動産の権利に関する登記について、他人の依頼を受けて業として行う「登記に関する手続きの代理」「法務局に提出する書類の作成」は、有償・無償を問わず、土地家屋調査士の独占業務である。
- (9) 官公庁が作成した転載禁止の表示がない広報資料を、ファイナンシャル・プランナーがインターネットで入手して、自身のセミナーで使用する場合に関係省庁の許諾を得る必要はない。

### 解答

- (1) ×      (2) ○      (3) ×      (4) ○      (5) ○  
(6) ○      (7) ○      (8) ×      (9) ○

# 第2章

## ライフプランの手法

過去の出題状況	2022.5	2022.9	2023.1	2023.5	2023.9	2024.1
係数の活用		☆	☆		☆	☆

### 1. ライフプランとファイナンシャル・プランニング

人生の三大資金は住宅取得資金、教育資金、老後資金である。

### 2. ファイナンシャル・プランニング

ライフプランニングのうち、経済プランについて定義したものを狭義のライフプランニングという。

### 3. ライフプランの手法

資金運用をするうえでは、運用成果を考慮した係数表を活用することができる。

# 1 ライフプランニングの手法

## 1 係数の活用

ライフプランニングを行う際に、目標資金達成のために、毎年の積立額や、取り崩していく金額などについての様々なシミュレーションが必要とされる。このようなときに電卓一つで計算するために使用されるのが6つの係数である。

$$\text{知りたい金額} = \text{元となる金額} \times \text{係数}$$

$$\text{知りたい金額} = \text{元となる金額} \div \text{逆数となる係数}$$

- ① 終 価 係 数：現在の額から将来の額を求めるときに使用する。



逆数

- ② 現 価 係 数：将来の額から現在の必要な額を求めるときに使用する。

- ③ 年金終価係数：毎年の積立額から将来の元利合計を求めるときに使用する。



逆数

- ④ 減債基金係数：将来の目標額を貯めるために毎年の積立額を求めるときに使用する。

- ⑤ 年金現価係数：希望する年金額（引出額、取崩し額）を受け取るために必要な年金原資を求めるときに使用する。



逆数

- ⑥ 資本回収係数：現在の額を運用しながら受け取れる年金額（引出額、取崩し額）や借入額に対する利息を含めた毎年の返済額を求めるときに使用する。



■資料 係数早見表（年率1%の場合）

	終価係数	現価係数	年金終価係数	減債基金係数	年金現価係数	資本回収係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.000	0.990	1.010
2年	1.020	0.980	2.010	0.498	1.970	0.508
3年	1.030	0.971	3.030	0.330	2.941	0.340
4年	1.041	0.961	4.060	0.246	3.902	0.256
5年	1.051	0.951	5.101	0.196	4.853	0.206

■係数計算のケーススタディ（上記の係数早見表を使用）

① 終価係数  
100万円を年利率1%で複利運用すると5年後にいくらになるか？  
 $100万円 \times 1.051 = 1,051,000円$

② 現価係数  
年利率1%の複利運用で5年後に100万円受け取るには、今いくら必要か？  
 $100万円 \times 0.951 = 951,000円$

③ 年金終価係数  
毎年100万円を年利率1%で積み立てると、5年後はいくらになるか？  
 $100万円 \times 5.101 = 5,101,000円$

④ 減債基金係数  
5年後に100万円にするには、年利率1%で毎年いくら積み立てればよいか？  
 $100万円 \times 0.196 = 196,000円$

⑤ 年金現価係数  
毎年100万円を5年間受け取るためには、年利率1%の運用で、今いくら必要か？  
 $100万円 \times 4.853 = 4,853,000円$

⑥ 資本回収係数  
100万円を年利率1%で運用しながら5年間均等に受け取ると、毎年いくら受け取れるか？  
 $100万円 \times 0.206 = 206,000円$

↔ 逆数 ↔

## チェックテスト

係数表を使用し各問に答えなさい。円未満の端数は切り捨てるものとする。

(年率：3%)

	終価係数	現価係数	年金終価係数	年金現価係数
5年	1.1593	0.8626	5.3091	4.5797
10年	1.3439	0.7441	11.4639	8.5302
15年	1.5580	0.6419	18.5989	11.9379
20年	1.8061	0.5537	26.8704	14.8775
25年	2.0938	0.4776	36.4593	17.4131

- (1) 元金1,000千円を年利率3%で複利運用した場合、10年後の元利合計額は1,343,900円となる。
- (2) 年利率3%で複利運用するとき20年後に1,000千円を準備したいと考えている場合、元金553,700円があればよい。
- (3) 毎年500千円の一定額を年利率3%で複利運用しながら積み立てた場合、10年後の元利合計は5,731,950円となる。
- (4) 毎年一定額を、年利率3%で複利運用しながら積み立て、10年後に支払う5,000千円を用意する場合、毎年の積立金額は436,151円である。
- (5) 年利率3%で複利運用しながら、毎年2,000千円を15年間受け取る場合、元金として23,875,800円が必要である。
- (6) 元金2,000千円を年利率3%で複利運用しながら毎年均等に取り崩して25年間にわたって受け取る場合、毎年の受取額は114,856円である。
- (7) 元金を資本回収係数で除すると、元金を複利運用しながら年金として取り崩す場合に受け取ることができる年金額が求められる。

### 解答

- (1) ○  $1,000,000円 \times 1.3439 = 1,343,900円$
- (2) ○  $1,000,000円 \times 0.5537 = 553,700円$
- (3) ○  $500,000円 \times 11.4639 = 5,731,950円$
- (4) ○  $5,000,000円 \div 11.4639 = 436,151.7 \dots \rightarrow 436,151円$   
減債基金係数の逆数である年金終価係数で除して求める。
- (5) ○  $2,000,000円 \times 11.9379 = 23,875,800円$
- (6) ○  $2,000,000円 \div 17.4131 = 114,856.0 \dots \rightarrow 114,856円$   
資本回収係数の逆数である年金現価係数で除して求める。
- (7) × 年金額 = 元金 × 資本回収係数 = 元金 ÷ 年金現価係数

# 第3章

## ライフプランと資金計画

過去の出題状況	2022.5	2022.9	2023.1	2023.5	2023.9	2024.1
住宅ローン・すまい給付		☆			☆	
教育資金			☆			☆

### 1. 住宅取得プランニング

フラット35は、商品ごとに利用条件や金利引下げの方法が異なる。

### 2. 教育資金プランニング

教育資金を準備する方法として、日本政策金融公庫の教育一般貸付と、日本学生支援機構の奨学金制度がある。

# 1 住宅取得とライフプラン

## 1 住宅ローンの仕組み

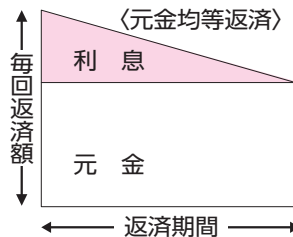
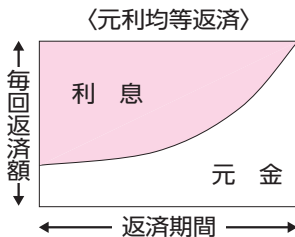
### (1) 金利

固定金利	ローン申込み時や契約時の金利が返済終了まで適用
変動金利	市場金利の変動に伴って、年2回ローンの金利も変動する。返済額が増額される場合、元の返済額の1.25倍を上限に調整される
固定金利選択型	固定金利の選択期間（1～10年程度）終了後、固定金利選択型か変動金利型を選択。固定金利の選択期間が短いほど金利は一般的に低い

### (2) 住宅ローンの返済方法

住宅ローンを返済方法で分類すると以下の2つに分けられる。

元利均等返済	毎回返済額（元金+利息）が返済終了まで一定の方式 支払いが進むにつれ当初の元金返済額は大きくなり、利息返済額は小さくなる
元金均等返済	毎回返済額のうち元金部分が一定で、支払いが進むにつれ利息返済額は小さくなる＝返済額が毎回減る方式



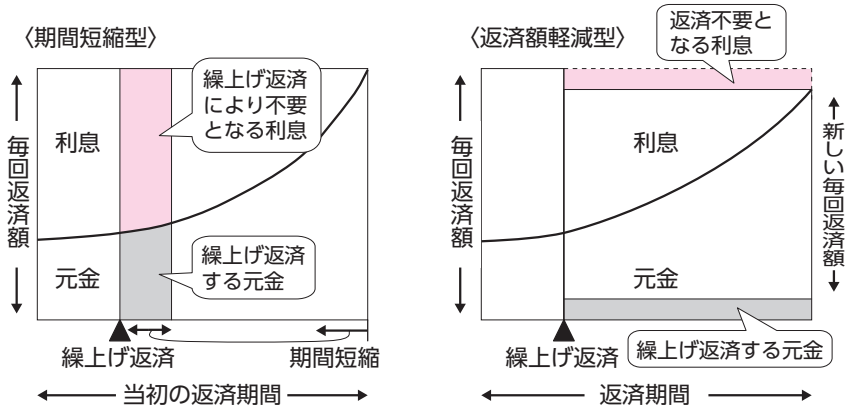
### 〈返済額の比較〉

	当初返済額	総返済額
元利均等返済	少ない	多い
元金均等返済	多い	少ない

### (3) 繰上げ返済

通常の返済とは別に、**元金の一部または全部**を返済すること。繰上げ返済した元金にかかる利息が不要となり、利息の軽減とトータルの返済額の軽減が図れる。

期間短縮型	毎回の返済額は変えずに、返済期間を短縮する方法
返済額軽減型	返済期間は変えずに、毎回の返済額を少なくする方法



	繰上げ返済後の毎回返済額	利息軽減効果
期間短縮型	変わらない	高い
返済額軽減型	減る	低い

#### (4) 住宅ローンの借換え

住宅ローンの借換えとは、返済中の住宅ローンを別の新たな住宅ローンを組んで一括で返済することである。現在の住宅ローン金利より借換え後の金利を低くすることによる利息低減効果や毎回の返済額を抑えることを目的とするケースが多いが、以下の点に注意が必要である。

- ・住宅ローンを借りる際の諸費用が再度必要となる。
- ・変動金利へ借り換える場合、金利上昇リスクを考慮する必要がある。
- ・返済期間を延長することにより毎回返済額が少なくなったとしても、利息削減効果はないケースも考えられる。
- ・物件の担保割れ、年収低下、年齢などにより借換えできない場合もある。

#### (5) 団体信用生命保険料

団体信用生命保険料	<p><b>団体信用生命保険（団信）</b>：ローン債務者が被保険者、契約者・受取人が金融機関（債権者）となる保険（<b>クローリング・オフの対象とならない</b>）</p> <p>ローン債務者が死亡・高度障害のとき、ローン残高が保険金として債権者に支払われ住宅ローンが相殺される保険であり、債務者の遺族などはその後のローン支払いがなくなるといった特徴がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間住宅ローン：強制加入（<b>保険料は金利に含まれる</b>）</li> <li>・フラット35：毎月の支払いに保険料等の費用が含まれる</li> <li>・財形住宅融資：保険料は別途必要（口座振替毎年支払い）</li> </ul>
-----------	---

## 2 住宅ローンの種類と内容

### (1) フラット35等

フラット35は、民間金融機関と住宅金融支援機構の提携による民間の住宅ローンである。併用住宅も対象となり、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であることが要件となる。また、中古住宅（申込時点で竣工から2年を超えている住宅またはすでに人が住んだことのある住宅）も対象となる。

関連する住宅ローンの主な内容を以下に記載する。

- ・ **フラット35（買取型）**：民間金融機関が貸し出した住宅ローン債権を住宅金融支援機構が買い取るタイプである。
- ・ **ダブルフラット**：フラット35を2つ組み合わせて利用すること。
- ・ **フラット35（保証型）**：民間金融機関が証券化したローン債権の元利金の支払いを住宅金融支援機構が保証するタイプである。買取型に比べ、取扱金融機関は少ない。
- ・ **フラット50**：認定長期優良住宅の住宅を対象とした返済期間が最長50年の住宅ローンである。

※ 新築住宅とは、申込時点で竣工から2年以内の人が住んだことがない住宅。

### ■【フラット35】買取型

申込資格	原則、申込時満70歳未満（親子リレー返済利用の場合70歳以上も可）で、年収に占める総返済負担率の基準を満たす者 (注) 総返済負担率： <b>年収400万円未満は30%以下</b> <b>年収400万円以上は35%以下</b>
融資対象住宅	床面積 <b>70㎡以上</b> （共同住宅は <b>30㎡以上</b> ）で、 <b>技術基準に適合している住宅</b> （併用住宅は住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること）。 新築住宅は省エネ基準への適合が必須 (注) 建設費・購入価額の <b>制限なし</b> 、敷地面積の要件なし
融資対象となる諸費用	疎明資料により確認できれば下記について、融資の対象となる。 ・ 建築確認・中間検査・完了検査申請費用（新築の場合のみ） ・ 請負（売買）契約書貼付の印紙代（自己負担分）・仲介手数料 ・ <b>住宅性能評価検査費用</b> （新築の場合のみ）・登録免許税 ・ 適合証明検査費用・融資手数料・ <b>火災保険料（積立型除く）</b> ・ <b>地震保険料</b> など
融資金額	<b>100万円以上8,000万円以下</b> で、建設費・購入価額の <b>100%以内</b>
適用金利	全期間固定金利 (注) 借入期間（20年以下・21年以上）に応じて、金利が異なる (注) 金利は金融機関によって異なり、融資実行時点の金利が適用 (注) <b>融資率が9割超</b> の場合、返済可能となる確実性などをより慎重に審査する。 融資率が9割以下の場合と比較して、借入額 <b>全体の金利を一定程度高く設定</b> 。
返済方法	元利均等毎月払い・元金均等毎月払い・ボーナス払い（借入金額の <b>40%以内</b> ）併用
返済方法の変更	<b>【返済が困難になった場合】</b> ・返済期間の延長・一定期間の返済額の減額・ボーナス返済分の返済額の変更
保証人・保証料	不要

繰上返済	<p><b>手数料は不要</b></p> <p>(注) 繰上返済を希望する日の<b>1カ月前</b>までに返済中の金融機関窓口申し出ること</p> <p>(注) 一部返済の場合、返済額は<b>100万円*</b>以上で、繰上げ返済日は毎月の返済日</p> <p>※ インターネット (住・My Note) により返済を申込み場合、<b>10万円以上</b>から可能</p>
------	--

## ■【フラット35】借換融資

申込資格	<p>原則、申込時満70歳未満（親子リレー返済は70歳以上も可）で、年収に占める総返済負担率の基準を満たす者</p> <p>(注) 総返済負担率：年収400万円未満は30%以下 年収400万円以上は35%以下</p> <p>借換対象となる住宅ローンの債務者と同一であること。ただし、債務者を追加して2人にする事は可能</p>
資金使途	<p>①②いずれかの住宅ローンの借換えが対象となる。</p> <p>① 申込本人が所有し、かつ、居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン</p> <p>(注) セカンドハウス（単身赴任先の住宅、週末等を過ごすための住宅等で賃貸をしていないもの）も対象。セカンドハウス取得のための二重借入を除く。</p> <p>② 申込本人が所有し、かつ、親族が居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン</p>
融資金額	<p>100万円以上8,000万円以下で、「借換えの対象となる住宅ローンの残高」または「機構による担保評価の額の<b>200%</b>」のいずれか低い金額まで</p>

(注1) 借換えの対象となる住宅ローンが住宅のリフォームのためのローンである場合は利用できない。

(注2) 借換融資では、【フラット35】Sの利用はできない。

## (2) 【ダブルフラット】

【ダブルフラット】とは、【フラット35】や【フラット20】を2つ組み合わせて融資を受ける制度。定年後の返済額を減らしたい場合などに利用される。

申込先	2つの融資は同一金融機関
申込者	2つの融資の申込者は同一人で、主債務者と連帯債務者を入れ替えることはできない
融資金額	200万円以上* <b>8,000万円</b> 以下で、建築費・購入価額以内
適用金利	2つの融資額の合計について融資率が9割を超える場合、それぞれ融資率9割超の金利が適用
返済方法	1つを元利均等返済、1つを元金均等返済とすることは可能 1つをボーナス併用返済、1つを毎月返済のみとすることは可能
他の要件	フラット35Sの基準に該当（受付期間内の融資）する場合、2つの融資それぞれにフラット35Sの金利引下げが適用 機構団体信用生命保険制度は、2つの融資について別々に加入（1つについてのみ加入することはできない）

※ 1つの融資金額の下限は100万円、2つの借入額は異なることも可。

### (3) 金利引継特約付き【フラット35】

借入対象住宅を売却するとき【フラット35】の債務を住宅購入者へ引き継ぐ（回数制限なし）ことができる。借入対象となる住宅は、長期優良住宅の認定を受けた住宅に限る。

利用条件	借入対象となる住宅は、長期優良住宅の認定を受けた住宅に限る 他の利用条件は【フラット35】と同様
債務の引継ぎ	・住宅金融支援機構の審査がある ・【フラット35】S（金利Aプラン）の対象となる

(注) 借入対象住宅が中古住宅で【フラット35】リノベの技術基準等に適合の場合【フラット35】リノベ（金利Aプラン）の対象となる。

### (4) 【フラット35】金利引下げ方法

①家族構成②住宅の性能、長く住むための管理・修繕等③エリアを組み合わせた合計ポイントに応じて、金利を引下げ。

なお、2024年2月13日より、子育て世帯または若年夫婦世帯<sup>\*</sup>に対して、子の人数に応じて一定期間借入金利が引き下げられる【フラット35】子育てプラスがスタートした。

※借入申込年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満である世帯

- ・金利引下げ幅は最大年▲1%
- ・フラット35Sなどの他の金利引下げ商品との併用が可能

(例) 子ども3人家族で合計10ポイントの場合：当初10年間（当初5年間および6～10年目）は年1%引下げ、11～15年目は年0.5%引下げ

	当初5年間	6～10年目	11～15年目
△0.25%	1P	5P	9P
△0.5%	2P	6P	10P
△0.75%	3P	7P	
△1%	4P	8P	

#### ① 家族によるポイント

【フラット35】子育てプラス（若年夫婦世帯または子ども1人）	1ポイント
【フラット35】子育てプラス（子ども2人）	2ポイント
【フラット35】子育てプラス（子ども3人）	3ポイント
【フラット35】子育てプラス（子どもN人）	Nポイント

#### ② 住宅によるポイント



## ■性能によるポイント

省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性などの所定の技術基準を満たす住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度。

【フラット35】 S (ZEH)	3ポイント
【フラット35】 S (金利Aプラン)	2ポイント
【フラット35】 S (金利Bプラン)	1ポイント
【フラット35】 リノベ (金利Aプラン)	4ポイント
【フラット35】 リノベ (金利Bプラン)	2ポイント

【フラット35】リノベは、中古住宅を購入して、一定の要件を満たす工事を実施することで、【フラット35】を利用する際の借入金利を一定期間引き下げる制度。

金利Aプラン	リフォーム工事費300万円以上 リフォーム工事後に所定の基準を満たしていること (リフォーム前に所定の基準を満たしている場合も可)	所定の中古住宅の維持 保全に係る措置が行われ た住宅であること
金利Bプラン	リフォーム工事費200万円以上 所定のリフォーム工事が行われた住宅であること	

## ■管理・修繕等によるポイント

維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合、【フラット35】の借入金利を当初5年間引き下げる。

【フラット35】維持保全型 ・長期優良住宅 ・予備認定マンション ・管理計画認定マンション ・安心R住宅 ・インスペクション実施住宅 ・既存住宅売買瑕疵保険付保住宅 6要件各1ポイント
--

### ③ エリアによるポイント

子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による交付金などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度。

【フラット35】地方移住支援型	2ポイント
【フラット35】地域連携型(子育て支援・空き家対策)*	2ポイント
【フラット35】地域連携型(地域活性化型)*	1ポイント

※ 地方公共団体から「フラット35地域連携型利用対象証明書」の交付を受けて利用する。グリーン化する場合も含む。

## (5) 【リバース60】

【リバース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上向けの住宅ローン。**毎月の返済は利息のみ**であり(変動金利では金利見直し時に返済額が変更されることがある)、年金受給者も利用することができる。

申込者	申込時満60歳以上 <sup>※1</sup>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の建設・購入（子世帯が住宅を建設・購入する場合も対象）</li> <li>・住宅のリフォーム</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金</li> <li>・住宅ローンの借換えなど</li> </ul>
融資金額	次のうち最も低い金額 ①8,000万円、②所要金額の100%、③担保評価額の50%または60% <sup>※2</sup>
元金および残債務の取扱い	<p>元金は、借入者死亡時<sup>※3</sup>に相続人が一括して返済するか、担保物件（住宅および土地）の売却により返済する。担保物件の売却代金で返済した後の残債務の取扱いは次のいずれかとなる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンリコース型：相続人が残債務を返済する必要がない</li> <li>・リコース型　　：相続人が残債務を返済する必要がある</li> </ul>

※1 満50歳以上満60歳未満の利用も可能、【リバース50】という。

※2 長期優良住宅は55%または65%、【リバース50】は30%となる。

※3 連帯債務で借入れた場合、主債務者および連帯債務者ともに死亡したときとなる。

## 2 教育資金とライフプラン

### 1 教育ローンと奨学金

教育資金の積立不足の場合、ローンや奨学金の検討を行う必要がある。

ここでは、公的なローンと代用的な奨学金について触れることとする。

- ① 公的機関の教育ローンとして日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があげられる。

#### ■国の教育ローン（教育一般貸付）

国の教育ローン（一般貸付）		
窓口	日本政策金融公庫、各金融機関	
年収要件※ <sup>1</sup>	あり（世帯で扶養する子の数により相違）	
資金使途	入学金、授業料、 <b>通学費用</b> 、パソコン購入費、 <b>下宿費用</b> 、国民年金保険料など 受験料、受験のための交通費・宿泊費は合格前でも融資対象。利用条件は次の①②の両方に該当すること。 ①申込みに係る子が融資対象となる学校に在籍していること ②融資対象となる学校で受けた教育の学習の成果を試すための受験であること	
融資限度額	学生・生徒1人（ <b>高校以上</b> ）につき <b>350万円</b> まで ただし、①から④までのいずれかの資金として利用する場合は、1人につき <b>450万円</b> が限度となる ① <b>自宅外通学</b> ② 修業年限5年以上の大学（昼間部） ③ <b>大学院</b> ④ 海外留学資金（3カ月以上の留学）	
返済期間	<b>18年以内</b>	
返済方法	元利均等返済（融資額の2分の1までボーナス月の増額返済が可能） <b>在学期間中は利息のみの返済とすることができる</b>	
優遇制度	保証料                                      金利                                      返済期間	
ひとり親家庭	通常の1/2 <b>優遇金利</b> <b>最長18年</b>	
交通遺児家庭		
一定世帯※ <sup>2</sup>		

※1 年収要件（年間収入・年間所得は、世帯主のほか配偶者等も含む）

※2 子供の人数3人以上で世帯年収500万円以内または、**世帯年収200万円**以内

（注）連帯保証人を立てず、公益財団法人教育資金融資保証基金の保証を利用する場合、**保証料は融資額から差し引かれる。**

子の人数	1人※	2人※	3人	4人	5人
給与所得者の年間収入	790万円以下	890万円以下	990万円以下	1,090万円以下	1,190万円以下
事業所得者の年間所得	600万円以下	690万円以下	790万円以下	890万円以下	990万円以下

※ 子が1人または2人の場合、一定の要件に該当すれば、子の人数3人と同じ年間収入(所得)まで上限が緩和される。

② 奨学金には各種制度があるが、代表的なものとして日本学生支援機構の奨学金制度があげられる。

### ■日本学生支援機構の奨学金（貸与型）

	第一種奨学金	第二種奨学金
利子	無利子	有利子（在学中は無利子）
選考	特に優れた学生および経済的理由	第一種より緩やか
振込	学生本人名義の口座	
返還	卒業後、口座振替による自動引落しで返還する	

### ■奨学金申込時の保証制度（いずれかを選択する必要あり）

	機関保証に加入	連帯保証人と保証人を選任する
保証の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証機関（日本国際教育支援協会）が連帯保証する</li> <li>一定の保証料を支払う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証人と保証人をそれぞれ選任する</li> <li>連帯保証人＝父母 父母がいない場合はそれに代わる者</li> <li>保証人＝原則4親等以内の親族で、連帯保証人と別生計の者（学生本人の配偶者は不可）</li> </ul>
連帯保証人・保証人	不要	要

（注）海外留学生のための奨学金は、機関保証に加入するとともに、「連帯保証人（保証人）を選任する」必要がある。

### ■返還方式

所得連動返還方式（第一種奨学金に限る）	前年の課税対象所得に9%を乗じて12で除した額（2,000円未満は2,000円）で月賦返還のみ（返還回数は未定）
定額返還方式	返還期間（回数）は貸与総額および割賦方法により決まる

### ■返還に関する救済制度

減額返還	毎月の返還額を2分の1、3分の1、4分の1、3分の2に減額し、減額返済適用期間に応じた分の返還期間を延長する。なお、返還予定総額は減額されない
返還期限猶予	返還期限を猶予する

（注）2017年度以降に第一種奨学金の貸与を受けていた返還者等は、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更することができる。

### ■日本学生支援機構の奨学金（給付型）

給付奨学金とは、貸与型と異なり、返済の必要がない奨学金である。給付型は学力だけでなく、収入や家計の資産によって評価される。

給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整される。第二種奨学金については、給付奨学金受給による貸与月額の調整はない。

### ■ 高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯の学生について、授業料・入学金の免除または減額に加えて、給付奨学金の支給を受けられる制度がある。なお、住民税非課税世帯でなくても、収入が一定額以下であれば支援の対象となる。

### ■ 給付奨学金の拡充

2024年度より、給付奨学金について従来からの枠に加え、中間所得層も利用できる枠が新設された。

世帯年収の上限	600万円程度まで
対象者	扶養する子が3人以上（多子世帯）いるか、理工農系の学部に限る（多子世帯は満額の4分の1、理工農系は私立文系との授業料の差額）

## チェックテスト

- (1) フラット35の利用条件として店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が店舗部分の床面積以上あるものでなければならない。
- (2) フラット35（保証型を除く）の返済方法の変更は、返済期間の延長や元金の支払猶予期間の設定の変更はできるが、一定期間にわたる返済額の減額はできない。
- (3) フラット35（買取型）の融資額は、100万円以上8,000万円以下であり、融資率の上限は建築費または購入価額の10割である。
- (4) フラット35の返済方法は元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払いであり、6カ月ごとのボーナス払いを併用する場合は、ボーナス払い部分の金額が融資額の50%以内（1万円単位）でなければならない。
- (5) フラット35（買取型）の保証料、繰上返済手数料、物件検査手数料は無料であるが、火災保険料は別途費用がかかる。
- (6) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受けようとする学生が婚姻している場合、その者の配偶者は、連帯保証人になることはできない。
- (7) 教育一般貸付の対象となる学校に、インターナショナルスクール（高校以上）、予備校、デザイン学校等の各種学校は含まない。
- (8) 国の高等教育の修学支援新制度は「給付型奨学金の支給」と「授業料・入学金の免除または減額」といった2つの支援からなり、住民税非課税世帯および準ずる世帯の学生が支援の対象である。

### 解答

- (1) ○      (2) ×      (3) ○      (4) ×      (5) ×  
(6) ○      (7) ×      (8) ○

# 第4章

## 中小法人の資金計画

過去の出題状況	2022.5	2022.9	2023.1	2023.5	2023.9	2024.1
資金調達	☆			☆		☆

### 1. 資金計画のプランニング

企業の財務状況の把握には、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書などを用いる。

### 2. 資金調達の種類・特徴

資金調達の方法としては、民間金融機関からの借入を中心に、信用保証協会の保証を付けるなどがある。

# 1 資金計画のプランニング

---

企業は、投下資本を効率的に活用することによる利益獲得およびさらなる拡大成長を目的としている。

よって、投下資本の調達方法やその後の資金管理は基本的な内容といえる。

---

## 1 財務状況の把握

- ① 一定時点（決算日）における財政状態を**貸借対照表**で把握する。
- ② 一定期間（会計期間）の利益獲得過程を**損益計算書**で把握する。
- ③ 資金の動きを**キャッシュ・フロー計算書**や資金繰表で把握し、結果を資金移動表や資金運用表により分析する。

---

## 2 資金調達

把握した財務状況をもとに事業計画を立て、資金需要を洗い出した結果、運転資金と設備資金に区分して資金調達をすることになるのが一般的である。資金調達には必ずコストがかかる。よって、資金調達は効率よく行う必要がある。

- ・運転資金とは、日頃の営業活動を行うために必要な資金である。
- ・設備資金とは、生産能力や販売力を高めるための基礎となる資金である。



## 2 資金調達の種類・特徴

### 第4章

#### 中小法人の資金計画

企業の資金調達の方法は、証券市場等により資金を調達する「**直接金融**」と、金融機関から資金を調達する「**間接金融**」に分けられる。このほか、企業間信用などによる支払手形や買掛金、リースを含めたノンバンク融資等による場合や助成金も調達方法の1つである。また、融資の枠や融資を受けるにあたり公的な診断や審査が必要な場合もあるが、民間金融機関では融資が難しいときの補完的な役割も担っている公的融資があげられる。代表的な金融機関として株式会社日本政策金融公庫がある。信用力の低い中小企業者が融資を受ける際に借入金の債務を保証する信用保証協会保証付融資制度も大切といえる。

### 1 募集株式の発行

募集株式の発行とは、株式会社が新規発行する株式や処分する自己株式を引き受けて、株主になる者を募集することをいう。対価として金銭の支払いを受けるため、資金調達の手段となる。

#### 【増資の方法】

- ・株主割当て：株式会社が既存株主に対し、その持ち株数に応じて募集株式の割当てを受ける権利を与える方法
- ・第三者割当て：現時点で株主かは問わず、特定の第三者に募集株式の割当てを受ける権利を与える方法

#### 【募集事項の決定について】

- ・公開会社の場合：定款で株主総会の決議により決定する旨を定めている場合等を除き、取締役会の決議により決定
- ・非公開会社<sup>\*</sup>（取締役会設置会社）の場合：株主総会の**特別決議**による委任がある場合、取締役会の決議により決定

※株式の譲渡制限のある株式会社

### 2 経営者保証

株式会社は有限責任であるため、経営者や出資者は会社が倒産しても借入金等の債務について個人の財産まで影響は及ばない。しかし、経営者は連帯保証として個人保証をしている場合が多く、個人保証というリスクが、新規事業への投資を躊躇させる原因にもなっていた。

それに対応するため、2023年4月より、金融機関が事業資金の融資の際に個人保証を求める場合には、経営者に対し、以下の内容を個別具体的に説明することが義務付けられた。

- ・どのような改善を図れば保証契約の変更・解除が高まるか
- ・どの部分が不十分であるため、保証契約が必要となるのか

### 3 信用保証協会の保証制度

一般保証に係る保証限度額は、中小企業・小規模事業者の場合、中小企業信用保険における普通保険の限度額 **2億円**（組合4億円）と無担保保険の限度額 **8,000万円**（組合も同額）を合わせた **2億8,000万円**（組合4億8,000万円）となっている。

経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法に規定された8つの事由（災害など）のいずれかにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者が、経営の安定のために必要とする資金について行う保証。事業所の所在地の市町村長または特別区長の認定を受けた場合に利用可能。
借換保証	複数の借入金を1つにまとめて、返済期間を長期とすることで、毎月返済額を軽減する制度。借換えの際に、新たな資金を上乗せして融資を受けることも可能。保証限度額は2億8,000万円。
創業関連保証	個人による創業や新たに法人を設立して行う事業に必要な資金を調達するために利用できる。経営実績がない創業時に融資を受けるには、事業計画書が必要。保証限度額は3,500万円。
事業承継特別保証	経営者保証が不要であり、また経営者保証ありの既存の借入金についても、一定条件のもと、本制度による借り換えにより経営者保証は不要にできる保証制度。保証限度額は2億8,000万円。

### 4 キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、一定期間におけるキャッシュ・フローの出入りの状況を **営業活動**、**投資活動**、**財務活動**の3つに区分して明示したものである。

#### キャッシュ・フロー計算書（間接法）

自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日（単位：千円）

科 目	金 額
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	200,000
減価償却費	11,005
受取利息及び受取配当金	△2,000
支払利息	8,000
売上債権の増減額	△26,820
仕入債務の増減額	16,325
小計	206,510
利息及び配当金の受取額	2,000
利息の支払額	△8,000
法人税等の支払額	△80,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	120,510
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△100,000
有形固定資産の売却による収入	50,000
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	250
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,750

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	△1,500
長期借入れによる収入	0
長期借入金の返済による支出	△2,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,800
4. 現金及び現金同等物の増減額	66,960
5. 現金及び現金同等物の期首残高	33,040
6. 現金及び現金同等物の期末残高	100,000

営業活動によるキャッシュ・フロー	<p>本業による収入と支出の差額で表され、手許現金の増減を示す項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高の減少や販売費及び一般管理費の増加、売上債権の増加は、減少要因となる</li> </ul>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<p>設備投資や有価証券への投資などによる現金の増減を示す項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有形固定資産の取得や投資有価証券の取得は、減少要因となる</li> </ul>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<p>金融機関からの借入・返済、社債や株式の発行などの資金調達に関する現金の増減を示す項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己株式の取得や社債の償還は減少要因となる</li> </ul>

### ■フリー・キャッシュ・フロー

フリー・キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計である。

## チェックテスト

- (1) 企業の資金調達の方法は、金融機関から資金を調達する「直接金融」と、証券市場等により資金を調達する「間接金融」に分けられる。
- (2) 募集株式の発行による増資の方法には、株主割当てと第三者割当てがある。
- (3) 個人による創業の際に創業関連保証制度を利用して融資を受けるためには、事業計画書を用意する必要がある。
- (4) 事業承継特別保証制度における保証限度額は、3,500万円である。
- (5) 「投資活動によるキャッシュ・フロー」とは、金融機関からの借入・返済や株式の発行など、資金調達に関する現金の増減を示す項目である。
- (6) 売上高の減少や売上債権の増加は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の減少要因となる。

### 解答

- (1) ×    (2) ○    (3) ○    (4) ×    (5) ×  
(6) ○

# 第5章

## 保険制度

過去の出題状況	2022.5	2022.9	2023.1	2023.5	2023.9	2024.1
保険募集人				☆		
保険募集						
契約者保護		☆		☆	☆	
保護機構	☆					
保険法			☆			
少額短期保険						
各種共済		☆				☆

### 1. 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス

保険業法では保険募集人に対して保険募集の基本的なルールやコンプライアンスについて定めている。

### 2. 契約者の保護に関する規制

契約者の保護のために、契約の撤回ができるクーリング・オフやソルベンシー・マージン比率による健全性を示す指標がある。

### 3. 保険契約者保護機構

保険会社が万が一破綻した場合の契約者保護に備えて、生命保険会社および損害保険会社は保険契約者保護機構の加入が義務づけられている。

### 4. 保険法

保険法は、顧客との保険契約に関する一般的なルールを定めている。

### 5. 少額短期保険業

少額短期保険業では、通常の保険より期間が短く引受可能金額が少ない商品が販売されている。

### 6. 各種共済制度

共済とは営利を目的とせず、組合員のために事業を行うものであり、「JA共済」「こくみん共済coop」「都道府県民共済」「CO・OP共済」がある。

# 1 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス

## 1 保険募集人

保険募集が可能なのは、生命保険募集人、損害保険募集人、少額短期保険募集人、保険仲立人（ブローカー）に限られる。

### (1) 保険募集

保険募集とは、保険契約の締結の代理または媒介を行うこと。

- ・ 生命保険募集人と損害保険募集人：代理・媒介ともにできる。
- ・ 保険仲立人（ブローカー）：媒介はできるが**代理はできない**。

(注) 保険仲立人とは、保険会社から独立して保険契約の締結の媒介を行う者をいう。

### (2) 一社専属制と乗合募集

保険募集人は、**原則として一社専属制**であるが、保険代理店等で保険契約者の保護に欠けるおそれがない場合には、**複数社の乗合いが可能**である。ただし、保険募集の再委託は禁止されている。

乗合代理店は、保険商品を選別して提案をしようとする場合、顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険商品の概要や当該提案の理由を説明しなければならない。

### (3) 保険募集人の登録

保険募集を行うためには、内閣総理大臣の登録が必要（無登録募集は、**1年以下**の懲役または**100万円以下**の罰金もしくは併科刑）。

ただし、以下の行為のみを行う場合は登録不要。

- ・ 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布
- ・ コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受け付けや事務手続き等についての説明
- ・ 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

(注) 保険契約の締結の**勧誘を目的とした保険商品内容の説明**は、保険募集人でなければならない。

## 2 保険の募集に関するコンプライアンス

保険業法では、保険募集や締結に際し、次の行為を行うことを禁止している。

- ① 虚偽事実を告げる行為、重要な事項の不告知
- ② 告知義務違反を勧める行為
- ③ 告知義務の履行を妨げ、または告げないことを勧める行為等
- ④ 不利益事実を告げずにする乗換行為（既契約を消滅させる行為）
- ⑤ 特別利益の提供
- ⑥ 誤解を生じさせるおそれのある比較・表示
- ⑦ 保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

保険業法第300条1項1～9号に定めるこれらの募集禁止行為を遵守しなかった場合は以下のとおりの扱いとなる。

- ・①～③の行為を行った者：刑事罰の対象（**1年以下**の懲役または**100万円以下**の罰金もしくは併科刑）となるとともに、登録取消等の行政処分の対象となる。
- ・④～⑦の行為を行った者：刑事罰の対象とはならないが、**行政処分**の対象となる。

なお、銀行等が、取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為は禁止されている。

融資先募集規制等として、事業性融資の融資先（従業員数50人以下の小規模事業者については、その従業員等を含む）に対し手数料を得て保険募集を行ってはならない。ただし、一時払終身保険、一時払養老保険、積立傷害保険、積立火災保険等、および事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る）などの**保険募集は行うことができる**。

また、2016年5月に施行された保険業法の一部を改正する法律の概要として次の(1)～(2)があげられる。

## (1) 保険募集の基本的ルールの創設

### ・意向把握義務

- ① 顧客ニーズの把握
- ② ニーズに合った保険プランの具体化
- ③ 顧客ニーズと提案プランの最終的な確認

### ・情報提供義務

- ① 保険金の支払い条件
- ② 保険期間、保険金額等
- ③ その他、顧客の参考となるべき情報

### ・複数保険会社の商品の比較推奨販売を行う場合

- ① 取扱商品のうち比較可能な商品の一覧
- ② 特定の商品の提示・推奨を行う理由

## (2) 保険募集人に対する規制の整備

複数保険会社の商品の取り扱いの有無など、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、従来の「保険会社」が監督責任を負う形態から「乗合代理店」に対しても規模・特性に応じた「体制整備」を義務付けた。



## 2 契約者の保護に関する規制

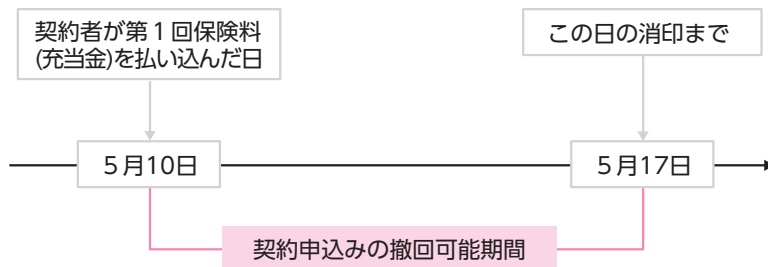
### 1 クーリング・オフ

契約申込みの撤回などについての事項を記載した書面を交付された日か、申込日のいずれか遅い日を含めて**8日以内**であれば、書面または電磁的記録（ウェブサイトやeメールなど）で契約申込みの撤回または解除を行うことができる。その効力は申込みの**撤回等に係る書面<sup>\*</sup>を發した時**である。

#### ■クーリング・オフが適用されない場合

- ① 保険会社の指定した医師の診査が終了した場合
- ② **法人**が契約者である場合
- ③ 保険期間が1年以内の契約の場合
- ④ 保険加入が法律上義務づけられている場合（自賠償保険）
- ⑤ 申込者が保護にかけるおそれのない申込みの場合
- ⑥ 既契約の特約の中途付加・**更新**・保険金額の中途**増額**（**転換**はクーリング・オフ可能）  
(例)
  - ・ **日時を事前指定し、申込みの意思を明らかにして、保険会社の営業所を訪問した場合**
  - ・ 申込者が自ら指定した場所（保険会社等の営業所や**自宅**を除く）で申込みをした場合
  - ・ 郵便、ファクシミリ等を利用する方法での申込み

#### ■契約申込みの撤回可能期間（8日以内）の例



## 2 ソルベンシー・マージン比率と早期是正措置

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、保険会社の保険金支払能力がどの程度確保されているのかを数値として表したものである。ソルベンシー・マージン比率が**200%を下回ると**、金融庁は**早期是正措置**を命じることができる。なお、公表が義務づけられている。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージンの総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン比率	区分	措置の内容
200%以上	非対象区分	なし
100%以上200%未満	第一区分	経営健全性確保のための改善計画の提出・実施の命令
0%以上100%未満	第二区分	保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
0%未満	第三区分	期限を付した業務の全部または一部の停止命令

## 3 基礎利益

保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる。生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものである。

基礎利益 = **経常利益** - **キャピタル損益** - **臨時損益**

## 4 EV (エンベディッド・バリュー)

保険会社の**企業価値**や**業績**を評価する計算方法の1つである。

EV = 「**修正純資産**<sup>\*1</sup>」 + 「**保有契約価値**<sup>\*2</sup>」

- ※1 修正純資産：貸借対照表上の純資産の部の金額に負債計上された資本性のある内部留保、資産の含み損益などを加え修正したもの。
- ※2 保有契約価値：前提条件（解約・失効率、死亡率、運用利回り、事業費率など）において保険契約の将来利益を予想し、計算日時点の現在価値を算出し、税金を控除したもの。

## 5 実質純資産額

有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した**時価ベースの資産の合計**から、資本性のない実質的な負債（**価格変動準備金**や**危険準備金**などの**資本性の高い負債**を

除いた負債)を差し引いて算出されるもので、この値がマイナスとなった場合、実質的な債務超過として金融庁による業務停止命令の対象となる指標のひとつである。

## 6 保有契約高

生命保険会社の事業年度末に保有している有効契約の残高で保険金等の総合計額を示す指標である。

個人保険や団体保険は死亡時の支払保険金額の総合計額、**個人年金保険は年金支払開始時の年金原資(年金支払開始前)**および**責任準備金(年金支払開始後)**の合計額、団体年金保険は責任準備金の額であり、これらを合計した金額を契約高としている。

## 7 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」

生損保険会社には以下の募集・販売ルールが義務化され、違反した場合には業務改善命令などの行政処分の対象となる。

### (1) 商品の説明強化

契約の際には、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類して重要事項を書面にして交付する。

- ・ **契約概要**：保障（補償）内容や保険期間、解約返戻金の有無、保険金の変動リスクなど、商品内容を理解するうえで欠かせない基本的な情報
- ・ **注意喚起情報**：保険金が支払われないケース、クーリング・オフが適用されないケースなど、契約者に不利益となるような商品の短所を記載

(注) **特定保険契約**（変額保険、**外貨建保険**など**金融商品取引法が一部準用**される契約）は、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類の上、「**契約締結前交付書面**」の作成・交付が必要となる。

### (2) 意向確認書面

顧客のニーズと保険商品の内容が一致しているかを契約締結前に、「**意向確認書面**」によって顧客と募集人双方が確認・署名などをしたうえで、顧客に交付し、一部は保険会社が保存する。

(注) 特定保険契約は、適合性の原則が盛り込まれた「意向確認書兼適合性確認書」となる。

### (3) 高齢者に対する募集

「親族等の同席」、「複数の保険募集人による保険募集」、「高齢者本人の意向に沿った商品内容等であることの確認」等の取り組みを実行するように求めている。

### (4) 適切な広告・宣伝表示

顧客に誤解を与えないような内容にする。

- ・ 保障（補償）の対象とならない時期や病気の種類などを明示する。
- ・ 「業界で一番」などの文言を記載する場合は、その根拠を明示する。

- ・若い年齢の保険料だけを大きく示すことで割安な印象を与えない。

## (5) 保険商品の比較

保険商品等の比較に際し以下の事項は保険業法違反となる。

- ・客観的事実に基づかない事項または数値を表示する。
- ・保険契約の契約内容について、正確な判断を行うのに必要な事項を包括的に示さず、一部のみを表示する。
- ・保険契約の内容について、長所のみを強調し不離一体の関係にあるものを併せて示さず、あたかも優良であるかのように表示する。
- ・一般に同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、同等の保険種類の比較であるように表示する。
- ・他の保険会社の契約内容に関し、誹謗・中傷を目的に短所を不当に強調して表示する。

---

## 8 外貨建保険販売資格者登録制度

2022年4月より外貨建保険契約者の利益保護と募集秩序の維持を図ることなどから、外貨建保険の募集を行わせる者（以下「外貨建保険販売資格者」という）の情報を生命保険協会に登録することになっている。なお、複数の会社が外貨建保険の募集を行わせようとする場合は、各々の会社が登録しなければならない。

したがって、外貨建保険の保険募集は、資格がなければ行うことができない。

## 3 保険契約者保護機構

国内で営業を行うすべての保険会社は、免許の種類により、生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構に強制加入する。機構は、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助等を行う。保険契約者保護機構の財源は、保険会社からの負担金により賄われるが、負担金および政府からの借入れでは資金援助等の対応ができない場合は、国から機構に対して補助金を交付することが可能とされている（2027年3月末までの時限措置）。

### 1 保険会社の破綻

#### (1) 金融庁の業務停止命令（保険業法に基づく行政手続き）

金融庁の命令等に基づいて破綻保険会社の業務の全部または一部の停止を命じ、保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分を行う。

#### (2) 破綻時の保険契約の取扱い

生命保険会社が破綻した場合、保険契約の解約、保険金額の減額、契約者貸付の利用などの手続が停止されるが、契約者（＝保険料負担者）の保険料支払義務は免除されない。

### 2 補償対象契約の補償割合

#### (1) 生命保険契約者保護機構

補償対象契約は、国内における元受保険契約で、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定部分以外について、破綻時点の責任準備金等の90%（高予定利率契約<sup>※1</sup>等を除く）まで補償される。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の額の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、保険料等の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、結果として保険金額が減額されることがある。国内で事業を行う生命保険会社に加入した外貨建の保険も補償の対象である。

※1 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率<sup>※2</sup>を超えていた契約<sup>※3</sup>をいう。

※2 2024年現在の基準利率は3%であるが、全生命保険会社の過去5年間の年平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっている。この基準利率は、全生命保険会社の年平均運用利回りの状況により見直される。

※3 1つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断する。

なお、該当契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなる。ただ

し、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となる。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

また、保険契約を有効に継続させていくためには、一定の保険契約者数を維持する必要があることから、一定期間、早期解約控除制度が設けられる可能性もある。

生命保険会社が破綻し、責任準備金等の削減や予定利率の引下げ等が行われた場合、一般に、破綻保険会社の財務状況や保険種類等により異なるが、保険金額は減少することとなる。保険金額の減少幅は、保障性の高い保険（定期保険等）では、保険金額の減少幅は小さく、**貯蓄性の高い保険**（養老保険、個人年金保険、終身保険等）では、減少幅が大きくなる。また、**予定利率が高い時期に加入した契約**ほど、保険金額の**減少幅が大きくなる**。加入時期が同じ契約でも、**満期までの期間が長いほど減少幅が大きくなる**。

## (2) 損害保険契約者保護機構

損害保険契約者保護機構には、日本国内において損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者等が補償の対象となる。

保険の種類	保険金支払い	満期返戻金・解約返戻金など
自賠責保険 家計地震保険	100%	
自動車保険 火災保険 賠償責任保険 1年以内の傷害保険 海外旅行傷害保険 など	破綻後3カ月間：100% 破綻後3カ月経過後：80%	80%
年金払積立傷害保険	90%	90% <sup>※</sup>
疾病・傷害・介護 に関する保険		90% <sup>※</sup> (積立型保険の積立部分は80%)

※ 高予定利率契約に該当する場合は90%から追加で引き下げられる。

## 4 保険法

保険法は保険契約に関する一般的なルールを定めた法律である。

共済契約	共済契約も対象
片面的強行規定	多くの規定に、片面的強行規定の導入 保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効とする
告知制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社から告知を求められたものに対して正しい事実を告げる義務（質問応答義務）</li> <li>・保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合、保険会社は<b>解除できない</b></li> </ul>
保険金等の支払時期*	保険金の支払時期の規定を新設し適正な保険金の支払いに必要な調査のための合理的な期間が経過したときから、保険会社は遅滞の責任を負う
被保険者の同意	保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約は、 <b>被保険者の同意</b> がない場合、無効となる
保険金受取人の変更	保険金受取人の変更規定の整備（ <b>被保険者の同意必要</b> ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者は保険事故発生まで保険金受取人を変更することができる</li> <li>・保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険会社である</li> <li>・<b>遺言による保険金受取人の変更</b>も可能であり、契約者が死亡した場合、その<b>相続人が保険会社に通知する必要がある</b></li> </ul>
保険料積立金の払戻し	責任開始前の解約や保険金支払の免責事由に該当し保険契約が終了する場合などに該当するとき保険料積立金の払戻しを必要とする
被保険者による解除請求	<b>被保険者が契約者に対して</b> 契約の解除（解約）を請求可能とする制度の新設
保険機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過保険：超過部分は、<b>取消し可能</b>（善意でかつ重過失がない場合）</li> <li>・重複保険：独立責任額全額支払方式とする</li> </ul>
消滅時効	受取人の保険金請求権は <b>3年</b> で時効によって消滅する 保険会社の保険料請求権は <b>1年</b> で時効によって消滅する 告知義務違反があった場合の保険会社の契約解除権は、解除の原因を知って <b>1カ月</b> 間、または契約の締結から <b>5年</b> で時効によって消滅する
保険料・保険金額の減額請求	損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少して保険金額を下回った場合、保険契約者は、保険者に対して <b>将来に向かって</b> 、保険金額および保険料の減額を請求することができる
損害発生後の保険事故	損害保険契約における保険者は、保険事故による損害が生じた場合には、当該損害に係る保険の目的物が当該損害の発生後に保険事故によらずに滅失したときであっても、当該損害をてん補しなければならない

※ 保険金や給付金の支払期限は、一般に、保険会社に請求書類が到着した日の翌営業日から数えて**5営業日**以内とされている。

## 5 少額短期保険業

少額短期保険業とは、保険業のうち、一定の事業規模の範囲内で、保険金額が少額かつ保険期間が短期の保険の引受けのみを行う事業のこと。

### ■保険会社との主な相違点

- ① 保険会社は免許制（金融庁長官・内閣総理大臣）であるが、少額短期保険業者は**登録制**（財務局へ申請し内閣総理大臣の登録）である。
- ② 最低資本金は原則として1,000万円
- ③ 1 保険契約者について引受けるそれぞれの保険の区分に応じた保険金額の合計額（「総保険金額」という）について、それぞれの区分に定める上限金額の100倍の金額（「上限総保険金額」という）を超える保険の引受けは行えない。
- ④ 年間収受保険料は**50億円以下**
- ⑤ 保険契約者保護機構には**未加入**

### ■引受け可能な保険期間・保険金額の上限（原則）

	保 険 種 類	上 限（原則）
保険期間	生命保険・医療保険	1年
	損害保険	2年
保険金額	疾病による死亡・重度障害	300万円
	傷害による死亡・重度障害	600万円
	疾病・傷害による入院給付金等	80万円（日額×通算限度日数）
	損害保険	1,000万円

（注）1人の被保険者を対象とする保険金額の総額は、原則として1,000万円以下（個人賠償保険は別枠）。



## 6 各種共済制度

### 1 JA共済

JA共済は農業協同組合法に基づき、農林水産省の管轄によって行われている共済事業で、生命保障分野のほか、自動車共済や火災共済、満期返戻金のある建物更生共済などの損害補償分野の共済も取り扱っている。加入者は、正組合員以外も出資金を支払い准組合員になって利用するほか、准組合員にならずに利用することもできる。また、農業に従事していない会社員や個人事業主であっても出資金を支払うことで准組合員になれる。

「医療共済」は病気や不慮の事故による入院や手術等を保障し、入院共済金の1入院支払限度日数の型は、60日型、120日型、200日型の3種類から選択することができる。

JA共済の割戻金は、生命総合共済、建物更生共済などの長期間にわたって保障提供を行う商品が対象となるため、自動車共済など期間の短い共済については、割戻金を受けることができる対象商品ではない。

建物更生共済は、火災のほか地震や台風などの自然災害も補償対象となる。また、満期を迎えた場合は満期共済金を受け取れる。

### 2 こくみん共済coop

全国労働者共済生活協同組合連合会いわゆる「こくみん共済coop」は、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う協同組合である。

こくみん共済coopの共済商品に加入するには職場を経由するか、あるいは地域において出資金を支払って組合員になる必要がある。こくみん共済coopの保障には「遺族保障」「医療保障」「障がい・介護保障」「老後保障」「住まいの保障」「くるまの補償」等の分野と共済商品がある。

「こくみん共済」は、終身タイプ等一部の共済を除き共済期間は1年（自動更新）、**年齢・性別**に関係なく毎月の掛金は**一律**である。

くるまの補償である「マイカー共済」（自動車総合共済、四輪車用）の基本となる補償には、対人賠償、対物賠償、人身傷害補償、車両損害補償がある。

### 3 都道府県民共済

都道府県民共済は、全国生活協同組合連合会（全国生協連）が、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて実施（**すべての**都道府県で実施されている）している。都道府県民共済の保障には、生命・医療保障を一定期間保障する共済と損害を補償する火災共済があるが、自動車に関する共済はない。共済事業の年度ごとの

決算において、剰余金が生じた場合は割戻金を受け取ることができる。

## 4 CO・OP共済

コープ（CO・OP）とは生活協同組合（生協）の略称で、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受け実施している。CO・OP共済の保障は、生命・医療保障分野（積立型や終身タイプがあり）や損害補償の火災共済があるが、自動車に関する共済はない。

## 5 各種共済と契約者保護

制度共済	根拠法	保険法の適用	保護機構の補償	保険業法
JA共済	農業協同組合法	適用	補償対象外	対象外
こくみん共済coop	消費生活協同組合法			
都道府県民共済				
CO・OP共済				

## チェックテスト

- (1) 生命保険の加入に際し被保険者が健康診断で指摘を受けたことについて告知をしなくてもよいと生命保険募集人が被保険者に勧めたとしても、告知をするかどうかは被保険者に委ねられているため、募集人は法令違反に問われない。
- (2) 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容の説明行為は、保険募集人の登録を必要とする。
- (3) コールセンターのオペレーターが行う、事務手続きについての説明行為は保険募集人の登録を必要とする。
- (4) 保険仲立人（ブローカー）は、原則として保険契約の締結の媒介および代理を行うことができる。
- (5) 生命保険会社の営業職員である生命保険募集人は、原則として一社専属制とされる。
- (6) 保険契約の申込者等は、保険契約の申込みの撤回等に関する事項が記載された書面を交付された日または申込日のいずれか早い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または口頭により当該保険契約の申込みの撤回をすることができる。
- (7) 少額短期保険業者は、傷害による死亡・重度障害の保険金額を10,000千円、保険期間を1年とする傷害保険を引き受けることができる。
- (8) 保険法では、すべての契約を対象に、保険法の規定よりも保険契約者に不利な内容の約款は無効とする片面的強行規定が設けられている。
- (9) 年金原資が保証されている変額個人年金保険については、高予定利率契約を除き、生命保険会社破綻時の年金原資保証額の90%まで補償される。

### 解答

- (1) ×      (2) ○      (3) ×      (4) ×      (5) ○  
(6) ×      (7) ×      (8) ×      (9) ×



# 第6章

## 生命保険・第三分野の保険の仕組みと保険商品

過去の出題状況	2022.5	2022.9	2023.1	2023.5	2023.9	2024.1
生命保険のルール	☆			☆	☆	☆
生命保険商品	☆	☆	☆	☆		☆

### 1. 生命保険の仕組みと特徴

生命保険料は「予定死亡率」「予定利率」「予定事業費率」に基づいて計算される。

### 2. 保険契約のルール（約款の留意点など）

保険料の支払い負担が重くなった場合には、各種貸付制度や、保険の見直しなどにより負担を軽くする方法がある。

### 3. 生命保険商品

各種保険商品に加えて、市場価格調整（MVA）を利用した保険などがある。

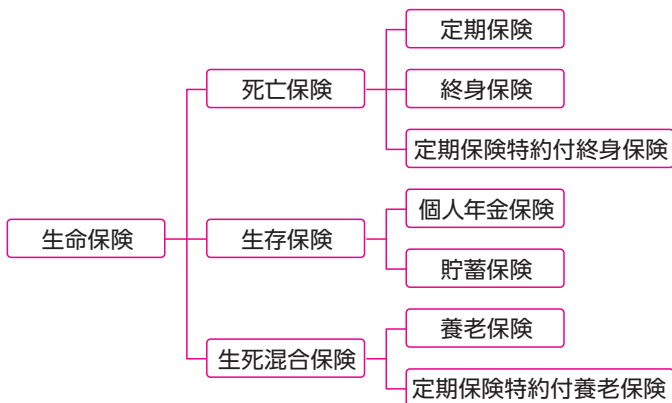
### 4. 第三分野の保険

第三分野は生命保険分野と損害保険分野のいずれにも属さない保険である。

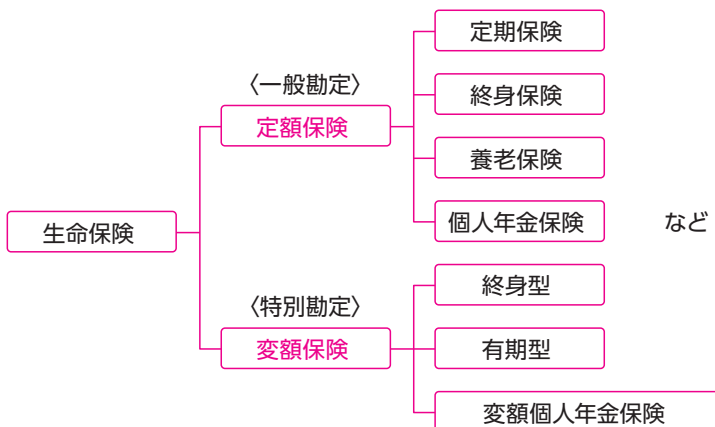
# 1 生命保険の仕組みと特徴

## 1 生命保険の分類

生命保険は、保険金の支払われ方によって死亡保険、生存保険、生死混合保険の3つに分類される。



また、**一般勘定**として運用実績を保証する定額保険と**特別勘定**として運用実績を保証しない変額保険の2つに分類することもある。

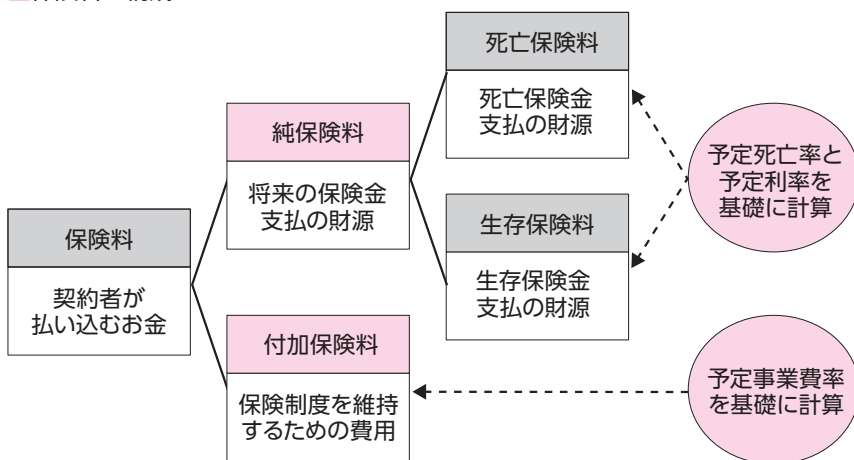


## 2 保険料計算の基礎率

保険料は、3つの予定基礎率（予定死亡率、予定利率、予定事業費率）に基づいて計算されている。

予定死亡率	死亡率をもとに将来の保険金の支払いに必要な保険料を計算する。 (注) 死亡保険の場合、 <b>予定死亡率が低い</b> ほど保険料は安くなる。
予定利率	保険料は、運用によって得られる収益を予定して、あらかじめ一定の利率で割引かれている。その割引に使用する利率を <b>予定利率</b> という。 (注) 予定利率が <b>高い</b> ほど、保険料は安くなる。
予定事業費率	保険会社は、保険事業運営上必要とする経費を予定して、保険料の中に組み込んでいる。 (注) <b>予定事業費率が低い</b> ほど、保険料は安くなる。

### ■保険料の構成



## 3 責任準備金

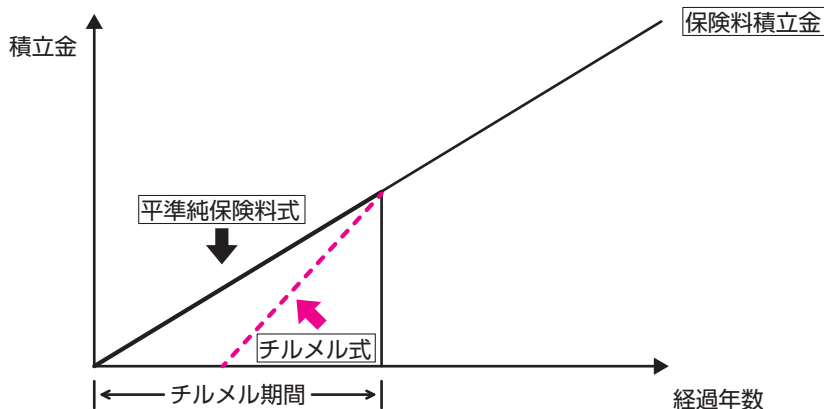
責任準備金とは、保険会社が将来の保険金給付や解約返戻金支払い等に充てるために保険料や運用収益を財源として積み立てておく必要がある準備金のことである。保険業法により積み立てが義務づけられている。

保険契約者から払い込まれる保険料は、預貯金と異なり、一部は保険金等の支払いや保険契約の維持管理費用等に充当され、その残額が責任準備金として積み立てられ、運用されることになるため、一般的には、責任準備金の金額は払い込まれた保険料の合計額よりも少なくなる。

責任準備金の積立方式には、チルメル式と平準純保険料式がある。

**チルメル式**は保険会社の事業費として、営業職員・代理店への報酬、保険証券の作成費用、医師への診査手数料などの経費の支払いによって契約初年度が多額になることを考慮し、初年度の事業費を厚くした上で、一定の期間で償却する方法である。

**平準純保険料式**は、保険会社の経費を毎年一定割合の付加保険料で賄えると考え、事業費の支出を契約全期間を通じて一定とし、保険料の残り部分をその年の保険金等と将来の支払いのための責任準備金とする方式である。



## 4 配当金の仕組み

### (1) 剰余金と配当金

予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3つの予定基礎率は、安全を見込んでいるため、毎年度末の決算では通常「あまり（剰余金）」が生じる。剰余金が生じる原因には、死差益、利差益、費差益の3つがある。生命保険会社は、これらの剰余金を財源として契約者に配当金を支払う。

死差益	予定死亡率によって見込まれた死亡者数よりも、実際の死亡者数が <b>少なかった</b> 場合に生ずる利益のこと
利差益	予定利率によって見込まれた運用収入よりも、実際の運用収入が <b>多かった</b> 場合に生ずる利益のこと
費差益	予定事業費率によって見込まれた事業費よりも、実際の事業費が <b>少なかった</b> 場合に生ずる利益のこと

つまり、保険料（死亡保険）は、予定死亡率が低いほど、予定利率が高いほど、予定事業費率が低いほど、安くなる。



## 2 保険契約のルール（約款の留意点など）

### 1 生命保険の基本用語

#### ■契約の関係者

契約者	保険会社と保険契約を締結し、契約上の一切の権利（契約内容変更請求権等）と義務（保険料の支払い義務）を持つ人
被保険者	その人の生死・災害・病気などが保険の対象となっている人
受取人	保険金・給付金・年金などを受け取る人

#### ■保険料・保険金など

保険料	契約者が生命保険会社に払い込むお金
保険金	被保険者が死亡・高度障害状態のとき、または満期まで生存したときに生命保険会社から受取人に支払われるお金
給付金	被保険者が入院したり、手術をしたときなどに生命保険会社から受取人に支払われるお金
解約返戻金	生命保険契約を解約したときに契約者に払い戻されるお金

#### ■契約に関する用語

保険事故	死亡・災害・高度障害・病気など保険金や給付金の支払いが約束された出来事
保険期間	保障が続く期間。この期間内に保険事故が発生した場合のみ、保険会社から給付が受けられる
保険料払込期間	実際に保険料を払い込む期間。保険期間とは必ずしも一致しない ①全期払込：保険期間の全期間にわたって保険料を払い込む方法 ②有期払込：保険期間より短い期間に保険料を払い込む方法

### 2 約款とご契約のしおり

「約款」とは、保険会社があらかじめ定めた保険契約に関するルールを記載したもので、保険会社と契約者との権利義務を規定している。約款の重要な部分を抜粋し、平易に解説したものが「ご契約のしおり」である。

---

### 3 告知

保険契約の締結の際に契約者または被保険者は、保険会社の危険選択のために保険会社が求める告知事項（職業や現在や過去の健康状態）について、告知をしなければならない（**質問応答義務**）。これを「告知義務」という。職業や健康告知により標準体と比較し、危険度が高い場合には、特別の条件を付すことにより契約者相互間の保険料の公平性を保っている。

#### (1) 告知義務者

契約者または被保険者

#### (2) 告知の方法

- ・ 医師の診査：保険会社の指定する医師による告知書の質問事項について、問診に告知義務者がありのままを答え告知書に署名する。
  - ・ 告知書：所定の告知書の質問に告知義務者が直接記入を行う。
- (注) 募集人に口頭で告知しても告知したことにはならない。

#### (3) 告知する内容

被保険者（または契約者）の現在の職業、最近の健康状態、過去（一般に5年以内）の健康状態や病歴、身体の障害など。

#### (4) 告知義務違反と解除

重要事実の不告知、事実と違う告知（告知義務違反）を保険会社が知った場合、保険会社はその契約を解除できる。解約返戻金があれば払い戻す。解除前の保険事故に保険金は支払わないが、告知義務違反内容と全く因果関係がないときは支払う。また、契約が契約日から2年（保険法では**5年**）を超えて有効に継続した場合、会社が解除の原因を知ってから**1カ月**以内に解除を行わなかった場合は解除権は消滅する。

---

### 4 責任開始期（日）

責任開始期（日）は、①申込み、②告知（診査）、③第1回保険料の払込みの3つがすべて完了したとき保険契約上の責任が開始される。保険会社の承諾のときからではない。

---

### 5 保険料猶予期間・失効と復活・復旧

#### (1) 猶予期間

保険料の払込期月<sup>\*</sup>に遅れても、保険会社は一定期間（猶予期間）保険料の払込みを待って契約を有効に継続させる。

猶予期間	月払い	払込期月の翌月初日から末日まで
	半年払い・年払い	払込期月の翌月初日から翌々月の契約応当日まで

※ 払込期月とは保険料を払う必要のある月のことで、契約応当日の属する月の初日から末日までの期間のこと。

(例) 払込期月が7月(契約応当日7月11日)の場合の猶予期間

- ・月払いの場合……………8月1日～8月31日
- ・半年払い、年払いの場合…8月1日～9月11日

## (2) 失効と復活・復旧

- ・ **失効** (上記(例)において自動振替貸付が行われない場合)：月払いの場合8月31日までの猶予期間中に保険料の払込みがないとき9月1日に保険は失効する。半年払い・年払いの場合、9月11日までに保険料の払込みがないとき9月12日に保険は失効する。
- ・ **復活**：保険会社が定める一定の範囲により失効した保険を元の有効な状態に戻すことを復活という。復活時には告知または診査が必要となり、復活までの未払保険料全額を払い込む必要がある。復活した日が責任開始日として取り扱われ、復活後の保険料は、**失効する前の保険料**により保険契約が継続される。健康状態によっては復活できない場合もある。
- ・ **復旧**：保険会社が定める一定の範囲により、減額や払済保険、延長保険へ変更した後、元の契約状態に戻すことを復旧という。告知または診査が必要となり、不足となる責任準備金や保険料を払い込む必要がある。健康状態によっては復旧できない場合もある。

## 6 自動振替貸付・契約者貸付

### (1) 自動振替貸付

解約返戻金のある保険(保険種類によっては不可)では、猶予期間が過ぎた契約に対し、**解約返戻金**の範囲内で保険料を自動的に生命保険会社が立て替えて、契約を有効に継続させる制度である。立て替えた保険料は契約者が借りたことになり所定の利息が付く。

**一定期間内に解約**や払済・延長保険へ変更の手続きを行った場合、**自動振替貸付がなかったものとして取り扱われる**。

### (2) 契約者貸付

有効契約期間の途中で、保険会社が定める解約返戻金の一定の範囲内で契約者が希望する金額を貸し付ける制度である。貸付金には所定の利息が付く。この利息は、保険会社が定める利率で計算され、利率は保険契約時期により当該**保険契約の予定利率により異なるため、予定利率が高い契約の利率は高く**設定されている。また、貸付金(利息を含む)の返済前に**保険金の支払事由が生じた場合、保険金から貸付金の元利合計が差し引かれる**。

## 7 生命保険の見直し

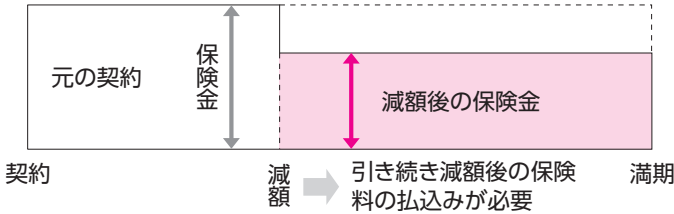
ライフサイクルの変化に応じ、保険加入後も定期的に見直すことが大切である。見直すにあたり加入中の保険の取り扱い方法の選択は非常に重要といえる。解約は最後の手段である。

### (1) 減額

保険金額を減らし、払い込む保険料を少なくする方法である。

減額部分は、解約されたものとして取り扱われ、減額部分に相当する解約返戻金が支払われる。ただし、**個人年金保険料税制適格特約が付帯されている個人年金の減額については、解約返戻金を受け取ることはできず、所定の利息をつけて積み立てられて年金開始時に増額年金の買い増しに充てられる。**

付加している特約についても併せて減額されたり、場合によっては特約が消滅したりすることがある。



### (2) 払済保険

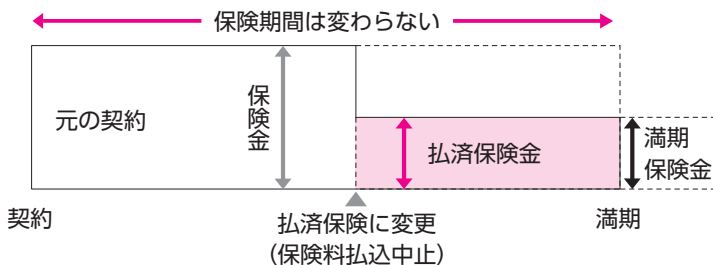
払済保険は、保険料払込期間の途中で保険料の払込みを中止し、その時の解約返戻金をもとに、残りの期間を保険期間とする一時払養老保険または変更前と同種類の一時払いの保険に変更する方法である。

ただし、払済保険の保険金額が、その会社の定める限度を下回る場合は利用できない。

**払済保険の予定利率は、一般に変更前の保険契約の予定利率が引き継がれる。**

- ・各種特約の保障はなくなる。ただし、一般にリビング・ニーズ特約や指定代理請求特約は消滅しない。
- ・**個人年金保険料税制適格特約を付帯した個人年金を払済にする場合、契約後10年を経過していなければ取り扱いができない。**
- ・元の契約への復旧については、取り扱う保険会社もあるが、一般に告知または診査が必要である。

## ■養老保険の場合

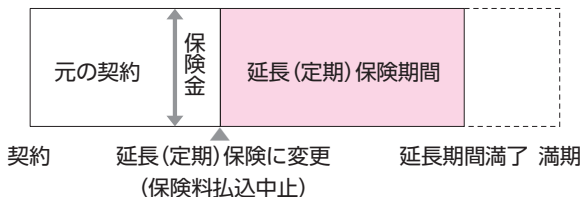


### (3) 延長（定期）保険

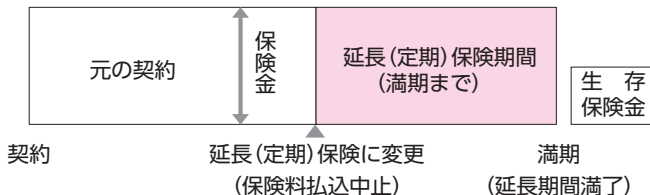
延長（定期）保険は、保険料払込期間の途中で保険料の払込みを中止し、その時の解約返戻金をもとに、元の契約の保険金額を変更せずに**保険期間を短縮**して、一時払いの定期保険に変更する制度である。

- ・解約返戻金で計算した保険期間が、元の契約の満期を超える場合は満期までとし、満期のときには生存保険金が支払われる。
- ・各種**特約の保障はなくなる**。なお、リビング・ニーズ契約も消滅する。
- ・元の契約への復旧については、払済保険と同様に取り扱う保険会社もある。

## ■延長（定期）保険期間が元の契約の保険期間より短くなる場合



## ■延長（定期）保険期間が元の契約の満期まで続く場合



### (4) 契約転換制度

現在加入中の保険の責任準備金や配当金を転換価格として新たな保険契約（同一の保険会社に限る）の一部に充当する方法である。告知（診査）が必要であり、転換後新契約は転換時の保険種類・年齢による保険料率で保険料が計算され、転換価格が与えられた部分の保険料負担が軽減される。また、一般に転換前契約の特別配当金の権利を引き継ぐことができる。積立配当金も転換前の責任準備金とともに転換価格とし

て充当されるため、積立配当金の払戻しはない。ただし、現在加入している保険会社でのみ取扱うことができる。

## 8 保険金・給付金の請求

### (1) 指定代理請求制度

「リビング・ニーズ特約」や「特定疾病保障保険」「介護保険」など生前に保険金を受け取ることができる受取人は被保険者となる。しかし、意思表示ができない特別な事情で被保険者が請求できないときは、あらかじめ指定した代理人が被保険者に代わって請求が行える制度（請求時に指定代理人の範囲に該当することを要する）を指定代理請求制度という。

#### ■指定代理人の範囲（保険会社によって異なる）

- ① 請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の**3親等**内の親族（したがって、甥や姪を指定することができる）

## 9 更 新

定期保険や医療保険（特約を含む）について、契約から契約期間が終了するまでの全期間（20年、30年など）を1つの保険期間として取り扱う全期型と、契約期間が終了する期間を一定年数（5年、10年、15年など）ごとに区切り、その期間が満了した時点で次の保険期間に契約を継続していく更新型がある。

更新型の特徴は以下のとおりである。

- ① 全期型と比べ保険期間が短い更新型は、当初の保険料が安くなる。
- ② 更新後の保険料は、更新時の保険年齢、保険料率により**再計算される**ため保険料が一般に高くなる。
- ③ 更新は、**告知・医師の診査は必要なく健康状態に関係なく更新することができる**。
- ④ 契約者からの申し出がない場合、自動更新される。更新しない、あるいは減額して更新を希望する場合は更新前に申し出る必要がある。

## 10 契約者・受取人の変更

保険契約者は、**被保険者の同意**を得て保険会社の規定による範囲で、契約者や死亡保険金受取人などを変更することができる。

なお、契約者や受取人が変更されたとしてもその時点で課税関係は発生しない。

保険法により、**遺言による保険金受取人の変更が可能**となり、遺言による変更の場合、契約者の相続人が保険会社にその旨を通知する必要がある。

# 3 生命保険商品

## 1 定期保険

保険期間は一定で、その間に死亡した場合のみ死亡保険金が支払われる。

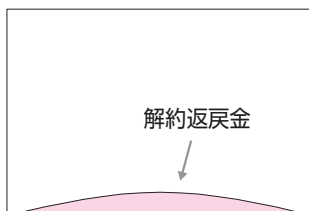
保険期間満了まで保険料は変わらない。保険期間満了時に満期保険金はないといった特徴がある。

### (1) 平準定期保険

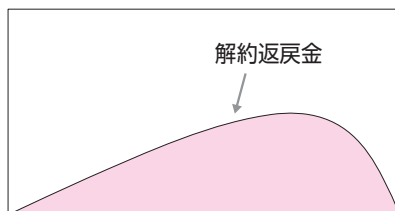
保険期間中保険金額、保険料が一定であり、保険期間が長期のものもある。

#### ■平準定期保険のイメージ図

保険期間の短い定期保険



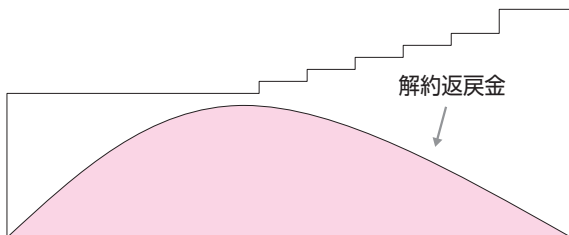
保険期間の長い定期保険



### (2) 遡増定期保険

保険期間が経過するごとに保険金額が一定割合ずつ増加する定期保険である。途中の解約返戻金が多い時点があり、保険期間満了時には解約返戻金はゼロとなる。法人契約として利用されている。

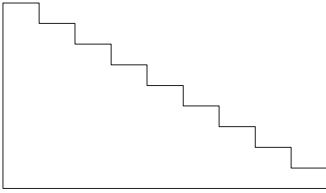
#### ■遡増定期保険のイメージ図



### (3) 遡減定期保険

保険期間が経過するごとに保険金額が一定割合ずつ遡減する定期保険である。

## ■ 逓減定期保険のイメージ図



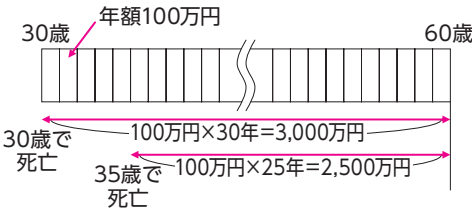
## 2 収入保障保険

死亡したとき以降、契約時に定めた保険期間まで死亡保険金を年金形式で受け取ることができる保険。年金受取回数はいつ死亡するかで異なる（下図①）。年金受取回数に最低保証を設けている場合、死亡時期にかかわらず最低保証される。

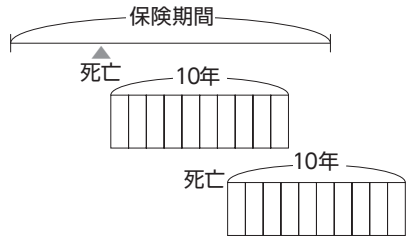
保険期間中であれば死亡時期にかかわらず受取回数が10年や15年など決まっているものもある（下図②）。

また、保険金は年金での受け取りに代えて、一時金として受け取ることも可能であるが、一時金での受取額は**年金受取総額より少なくなる**。

①

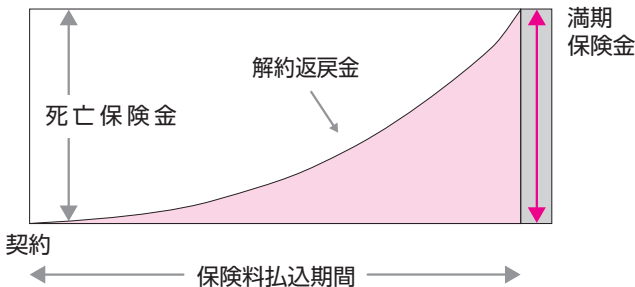


②



## 3 養老保険

保険期間は一定で死亡したときは死亡保険金が、満期時に生存していたときは満期保険金が受け取れる。死亡保険金と満期保険金は同額である。



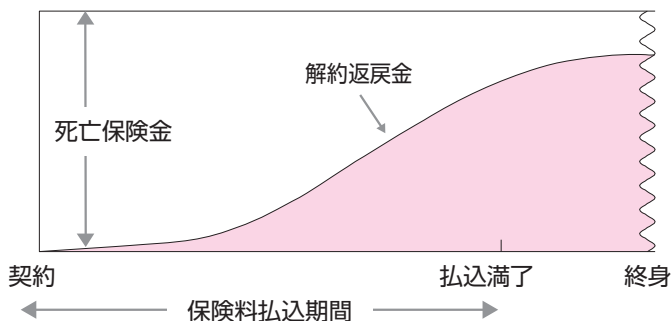


## 4 終身保険

### (1) 終身保険の特徴

保険期間は一生涯（終身保障）であり、死亡した場合に死亡保険金が支払われる。貯蓄性が高く保険期間の経過とともに解約返戻金が増加する。保険料払込期間が一定年齢または一定期間で完了する有期払込と一生涯払い続ける終身払込がある。満期がないため満期保険金はない。

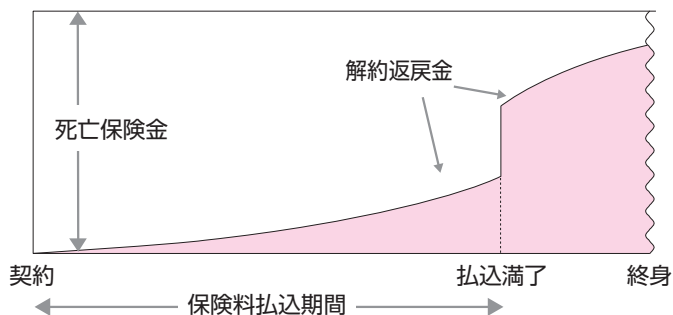
#### ■有期払込のイメージ図（一例）



### (2) 低解約返戻金型終身保険

保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えて、保険料を**割安**にした終身保険である。

#### ■低解約返戻金型終身保険のイメージ図



### (3) 積立利率変動型終身保険

契約時の保険金額は基本保険金額として保証され、保険料も定額である。ただし、契約後の市場金利に連動して積立利率が見直され、一定の割合を超えると、保険金や解約返戻金額などが増加する仕組みの終身保険である。

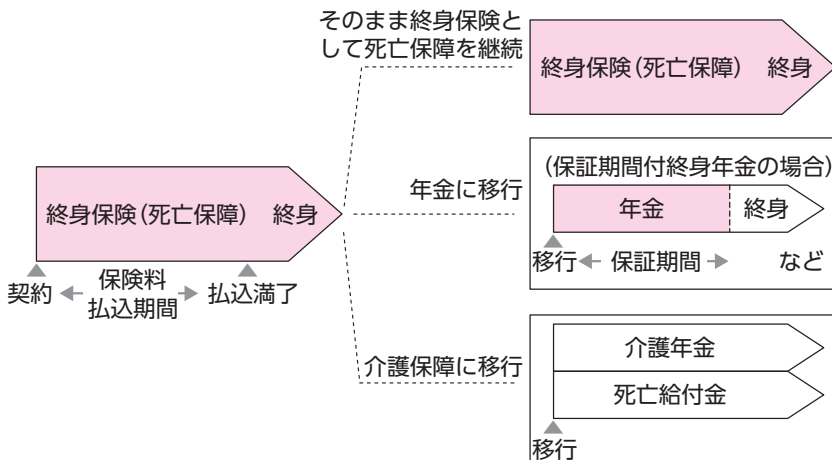
**積立利率**は、将来の保険金支払いのために保険料の中から積み立てた**積立金に付利する利率**であり、所定の期日に各種費用を控除して設定される。一般に積立利率は通

常の保険より低いが最低保証されている。

#### (4) 終身保険の保険料払込満了後の取扱い

終身保険では、保険料の払込満了後など所定の時期に、保険会社の定める範囲内で保障内容を変更できる取り扱いがある。

保険料払込満了後にその時の責任準備金をニーズにあわせて活用することができ、そのまま死亡保障を継続するほか、一生涯の死亡保障に代えて、老後の年金や介護保障などに保障内容を移行できる場合もある。



(注) 「死亡保障」と「年金」など複数の組み合わせができる場合もある。

## 5 定期保険特約付終身保険

終身保険（主契約）と定期保険特約を一定の範囲内で組み合わせ、保障を大きくした保険である。

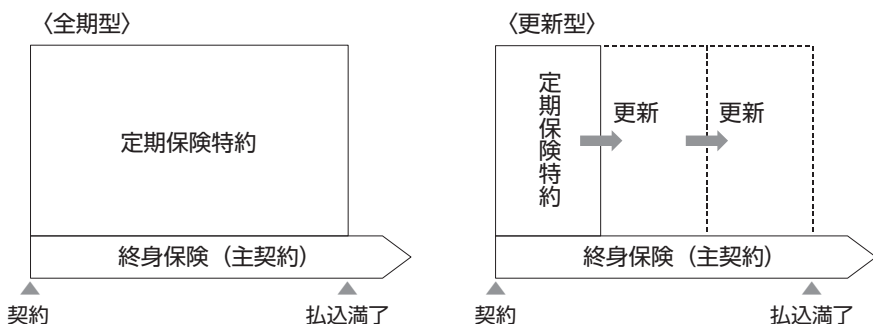
定期保険特約の保険期間の設定により「全期型」と「更新型」がある。

- ・ **更新型**：定期保険特約を主契約の5倍、10倍、20倍等という形で付加し、比較的短期間で更新するもの。
- ・ **全期型**：主契約の保険料払込が終了するまで更新なく、定期保険特約保険期間が定められているもの。

## ■特色

- ① 終身保険に定期保険（定期保険特約）を上乗せしたもの。
- ② 保障は一生続き、定期保険特約の付いている期間内に死亡したときには、終身保険部分と定期保険部分を合わせた死亡保険金が支払われる。
- ③ 保険料払込満了時点で大きな保障がなくなった後に、終身保険部分を継続したり解約返戻金と配当金を元に年金払いとして受け取ったり、介護保障に変更したりするといったことも可能なタイプもある。
- ④ 夫婦2人を同時に保障する夫婦連生タイプもある。

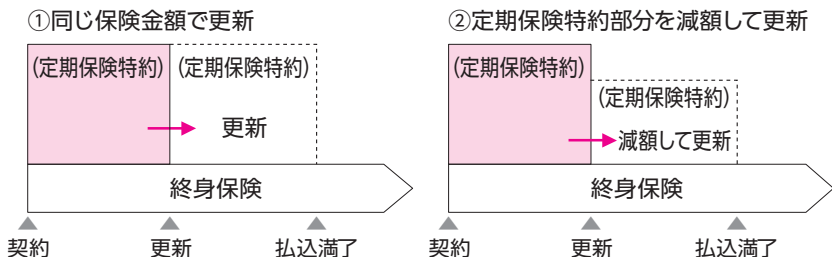
## ■全期型・更新型のイメージ図（一例）



「更新型」の場合、特約保険期間が満了するつど健康状態に関係なく定期保険特約を更新できるが、更新の際に、そのときの保障ニーズに応じて保障内容を見直すことができる。

- ① 定期保険特約部分を、契約時と同じ保険金額で更新する。  
この場合、更新後の保険料は、更新時の年齢、保険料率により再計算されるので、通常の場合、更新前より保険料は**高くなる**。
- ② 定期保険特約部分を、保険会社の取扱範囲内で減額して更新する。

## ■定期保険特約付終身保険（更新型）の例



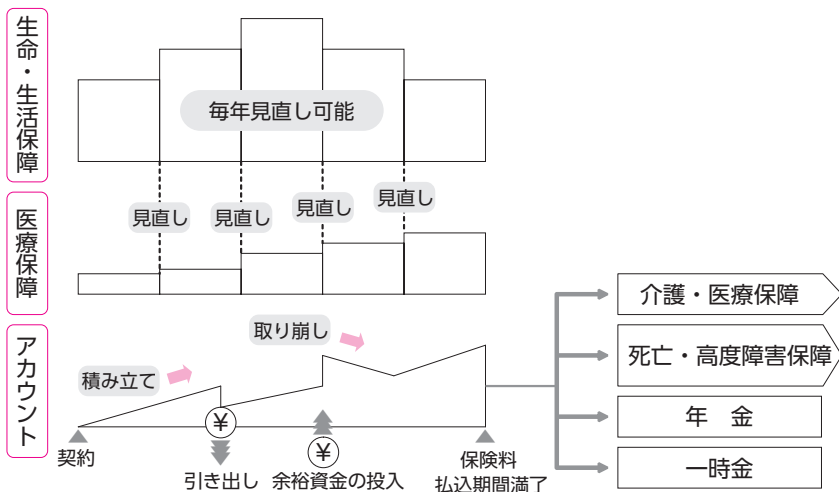
(注) 保険会社によっては、終身保険と定期保険特約の割合を変更（定期保険特約を減らし、終身保険を増やす）して更新することなどができる。

## 6 利率変動型積立終身保険（アカウント型保険）

保険料の一部を主契約（アカウント＝積立部分）に積み立て、保険料払込満了時に積立金の全部または一部を一時払保険料として充当することにより、無告知で終身保険や年金に変更できる商品である。

### ■積立部分（アカウント）の仕組みと活用

- ① 保険料払込期間中の死亡保障は、その時点の積立金となる。
- ② 払込期間満了時に終身保険や年金に移行する（積立を継続できるものもある）。
- ③ 定期的に利率が変動する。利率は一定期間ごとに見直されるが、市場金利が低下しても最低保証利率を下回ることはない。
- ④ アカウント部分から保険料として必要に応じて所定の範囲内で支払いができる。
- ⑤ アカウント部分（積立終身保険）に一時金の投入もできる。
- ⑥ 積み立てられた積立金を引き出すことができるが、経過年数に応じた手数料（会社によって異なる）が必要となる。
- ⑦ 死亡保障、医療保障等各種特約を付加できる。
- ⑧ ライフステージに合わせて、契約を転換することなく保障内容を見直すことができる。



## 7 組立保険

これまでの定期保険特約付終身保険やアカウント型保険等とは異なり、**主契約を限定することなく**保険会社が定める所定の各種保険や第三分野の保険を自由に組み合わせる加入することができる保険である。

特定されない単体商品の保険種類を組み合わせるものや、特約のみを自由に組み合わせる契約することが可能な「特約型組立保険」もある。

## 8 特定疾病保障保険

定期保険のタイプと終身保険のタイプがあり、**ガン**、**急性心筋梗塞**、**脳卒中**により所定の状態になったとき死亡保険金と同額の特定疾病保険金が支払われる。

特定疾病保険金が支払われると契約は消滅する。

特定疾病保険金の支払い対象となる**前に死亡**した場合には、**死亡保険金**が支払われ保険は**消滅**する。

### ■所定の状態

ガン：契約後に初めてガンにかかったと医師によって診断確定されたとき

急性心筋梗塞：契約後に急性心筋梗塞となり、医師の診察を受けた初診日から60日以上労働が制限される状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

脳卒中：契約後に脳卒中になり、医師の診察を受けた初診日から60日以上、言語障害、運動失調、まひなどの神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

## 9 無選択型保険・限定告知型保険（引受基準緩和型保険）

- ・無選択型保険：契約にあたり健康状態に関する告知や医師の診査がない保険。契約後2年など一定期間に病気により死亡した場合、死亡保険金ではなくすでに払い込んだ**保険料相当額**を受け取れる。なお、災害死亡の場合は、契約当初から死亡保険金を受け取れる。
- ・限定告知型生命保険：契約時に医師による診査がなく、健康状態について告知する項目が通常より少ない保険。保険会社の支払いリスクが高いため、保険料も高めになる。

## 10 変額保険

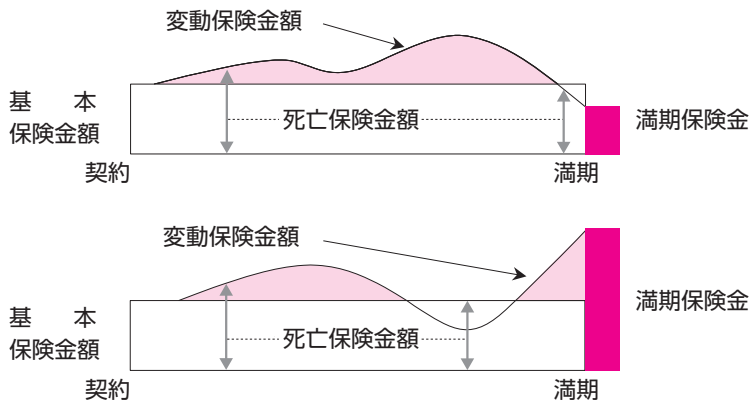
株式や債券を中心に資産を運用し、その運用実績によって保険金や解約返戻金が増減する保険。満期保険金がある有期型と、一生涯保障が続く終身型、個人年金タイプの変額個人年金がある。

定額保険（運用実績にかかわらず保険金額が一定で、運用リスクは保険会社に帰属する）は「一般勘定」で運用されるが、変額保険は「特別勘定」で運用され、運用リスクは契約者に帰属する。なお、死亡保険金（および高度障害保険金）は契約時に定めた**基本保険金額が保証されている**が、**満期保険金額・解約返戻金額は保証されていない**。

### （1）特別勘定とは

変額保険の資産を管理運用する勘定。運用結果を直接的に契約者に還元することを目的として、他の財産と区分して経理される。定額保険にかかわる資産を管理運用する一般勘定とは明確に区分される。

## ■変額保険（有期型）の仕組み

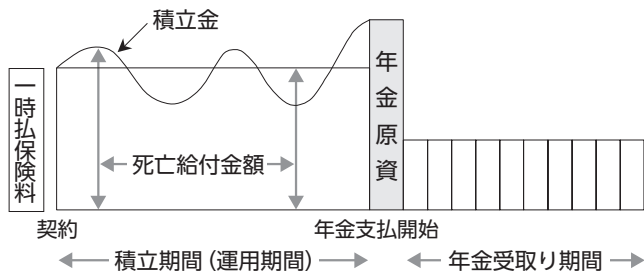


## (2) 変額個人年金保険

資産運用実績により、受け取る年金や解約返戻金変動（増減）する自己責任型（運用リスクは契約者）の個人年金保険（生命保険会社の商品）で、変額保険の一種。

なお、年金受取開始前に被保険者が死亡した場合の死亡給付金には、一般的に保険料相当額が**最低保証**される。

## ■年金原資が払込保険料を上回った場合（保険料一時払）



## 11 外貨建保険

養老保険や終身保険、個人年金保険などの保険種類について、保険料の払込みや保険金の受け取りを外貨建てで行う仕組みを取り入れたもの。

海外の比較的高い金利を反映することで、一般に予定利率を高く設定している。毎回一定額の**円貨**を保険料に充当する方法（ドルコスト平均法）を選択すると、為替変動リスクを軽減できる。

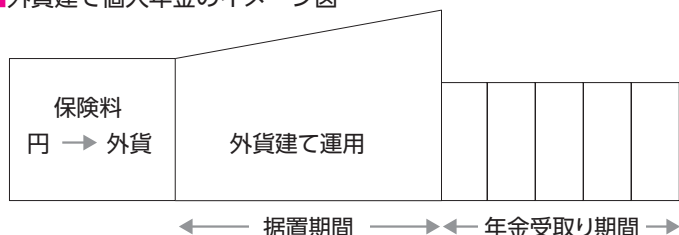
円入金特約や円換算支払特約が付加されていることも多く、払込保険料は円貨で支払い、保険金等を受け取るときも円貨に換えて受け取ることができる。ただし**為替変**

## 動リスクを回避することはできない。

為替レートの変動により、受け取る円換算の保険金額などが契約時における円換算後の保険金額を下回る場合や、受け取る円換算後の保険金額などが払込保険料の総額を下回ることがある。外貨を円に交換する際には**為替差損益が生じる**可能性がある。

なお、外貨建保険の邦貨換算は、相続税・贈与税の対象となる場合、支払事由該当日におけるTTBにより行われ、邦貨換算後の税額計算については、邦貨建の契約と取扱いは同じである。

### ■外貨建て個人年金のイメージ図



## 12 市場価格調整 (MVA) を利用した保険

終身保険、養老保険、個人年金保険などの保険商品（外貨建保険を含む）について、市場価格調整により解約返戻金が変動する仕組みを取り入れたもの。

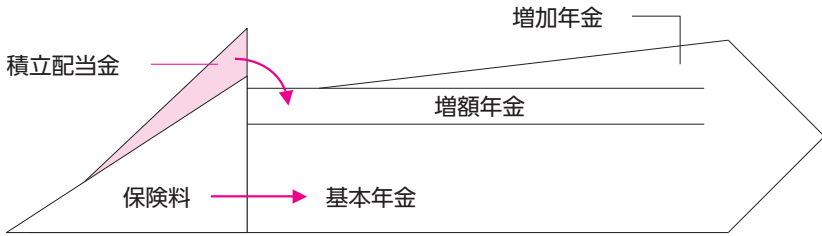
一般に、中途解約時に積立金額に所定の「市場価格調整率」を用いて、解約時の運用資産の価値を解約返戻金に反映（控除・加算）する。

よって、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が払込保険料の総額を**下回る**ことがあり、損失が生じることがある。具体的には、途中解約時の市場金利が契約時と比べ**上昇**した場合、解約返戻金は**減少**し、逆に**下落**した場合は**増加**する。

## 13 個人年金保険

支払われる年金はその原資により、保険料を原資とし、契約により支払いが保証されている「**基本年金**」と、年金開始前の積立配当金を原資とする「**増額年金**」、年金開始後の配当金を原資とする「**増加年金**」の3つの部分に分かれているが、支給の際にはこれらがまとめて支払われる。

## ■個人年金保険の概念図

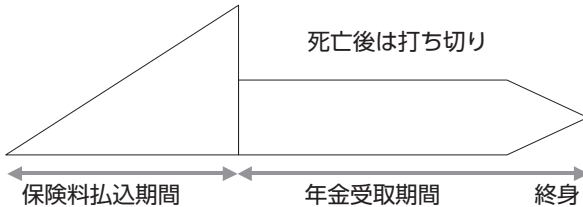


個人年金保険とは、契約時に定めた一定の年齢から年金が受け取れる保険商品であり、年金の受取期間により、「終身年金」「保証期間付終身年金」「確定年金」「有期年金」「保証期間付有期年金」「夫婦年金」のように分類される。

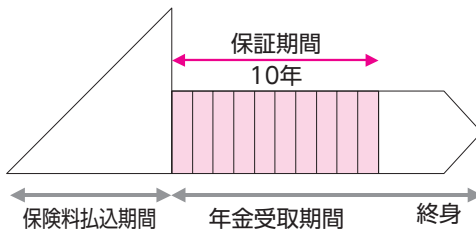
保険料払込期間中に被保険者が死亡した場合、一般に既払込保険料相当額が死亡給付金受取人に支払われ、保証期間または確定年金の年金支払期間中に被保険者（＝年金受取人）が死亡した場合、遺族に対し、残存期間分の年金または残存期間分の年金原資が支払われる。

**終身年金の保険料**は、契約内容を同一とする場合、被保険者が**女性**の方が男性よりも**高くなる**。

- ・ **終身年金**：生存している限り年金が支払われる。死亡した時点で年金は打ち切られる。

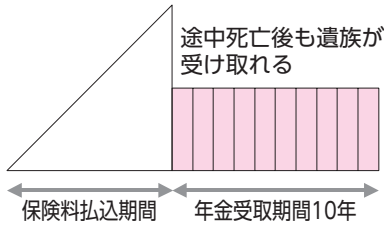


- ・ **保証期間付終身年金**：保証期間中は生死に関係なく年金が支払われ、その後は生存している限り年金が支払われる。保証期間中に死亡した場合、残りの保証期間に対応する**年金または一時金**が遺族に支払われる。

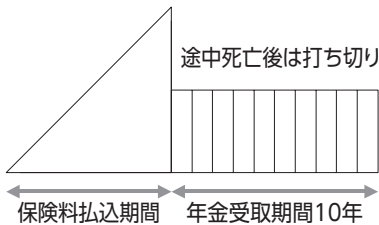




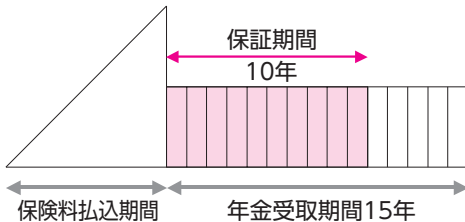
- ・ **確定年金**：生死に関係なく一定期間だけ年金が支払われる。年金受取期間中に死亡した場合、残りの期間に対応する**年金または一時金**が遺族に支払われる。



- ・ **有期年金**：生存している限り一定期間だけ年金が支払われる。年金受取期間中に死亡した場合、その時点で年金は打ち切られる。



- ・ **保証期間付有期年金**：保証期間中は生死に関係なく年金が支払われ、その後は生存している限り一定期間だけ年金が支払われる。保証期間中に死亡した場合には、残りの保証期間に対応する**年金または一時金**が遺族に支払われる。



- ・ **夫婦年金**：夫婦のいずれかが生存している限り年金が支払われる。まず被保険者に年金が支払われ、被保険者の死亡後は配偶者が死亡するまで同額の年金が支払われる。  
(注)「保証期間付夫婦年金」の場合は、保証期間内であれば2人が死亡しても残りの保証期間に対応する**年金または一時金**が遺族に支払われる。

## 14 トンチン年金

トンチンとは、死亡時の支払額を抑え、**生存している他の加入者の年金額を大きくする**仕組みをいう。考案者の名前に由来し、長生きすれば得になる保険（年金）である。

年金支払開始前に被保険者が死亡または解約した場合の支払額を大幅に抑え（死亡保障がないものもある）、その分、年金額を大きくしている。そのため、**年金支払開**

**始前に解約**する場合、どの時点でも解約返戻金の額が払込保険料を**下回る**。

基本的な年金種類は終身年金であるが、保証期間付終身年金や確定年金を選択できる商品もある。終身年金や保証期間付終身年金では、受取回数によっては年金受取総額が払込保険料総額を下回る。したがって、長寿であれば得であるが、短命となってしまった場合は年金受取総額が払込保険料総額を下回る。

## 15 総合福祉団体定期保険

従来のAグループ保険から1996年に変更され、被保険者同意を強化した保険。

総合福祉団体定期保険は、**1年更新**の定期保険であり団体で加入する料率を適用するため、被保険者が個人で定期保険に加入するよりも保険料は安くなるケースが多く、手続きも簡単である。若年者の保険料は、「平均保険料率」に比べて「年齢群団別保険料率」を適用する方が**割安**になる。従業員の遺族保障資金として会社の従業員規程に合わせて準備する。

また、被保険者となる役員・従業員は、10人以上が加入条件となるため、人数の少ない企業の場合、この保険の活用はできない。

### (1) 契約形態

- ① 契約者：法人
- ② 被保険者：**役員・従業員**
- ③ 保険金受取人：**被保険者の遺族**（被保険者の同意があれば**法人も可**）

### (2) 保険金額

主契約、災害総合保障特約とヒューマン・バリュー特約に区分される。

- ・主契約：死亡保険金が規程<sup>※</sup>等に基づき役員・従業員の遺族に支払われる。
- ・災害総合保障特約：不慮の事故による障害・入院給付があり、**被保険者である役員・従業員が受け取る**（被保険者の同意のうえ法人を受取人とすることができる）。
- ・ヒューマン・バリュー特約：役員・従業員の死亡に基づき法人の経済的損失を補償するものとして**法人が受け取る**。**主契約と同額（2,000万円限度）**まで加入することができる。

※ 規程とは、死亡退職金規程など。

### (3) ヒューマン・バリュー特約

ヒューマン・バリュー特約とは、役員・従業員に万一のことがあった場合に法人が負担すべき諸費用の財源を確保し、役員・従業員が**死亡または高度障害状態**になった場合の死亡保険金または高度障害保険金は**法人が受け取る**。

役員・従業員の死亡に伴う諸費用の発生例としては、代替者の採用、育成経費、代替雇用者が育成されるまでの間の企業収益低下に備える保全費用、遠隔地での死亡の場合、遺族の渡航費用、葬儀費用のうち団体が負担すべき費用である。

特約の付加には**被保険者の同意が必要**となる。

#### (4) 被保険者同意

従業員、役員が**被保険者になることを同意**することが要件。

#### (5) 経理処理

保険料は損金算入。従業員に課税関係はない。

ただし被保険者が役員のみで死亡保険金受取人をその遺族としている契約では、被保険者の給与となる。

#### (6) 診査

原則として**告知書扱い**。健康で正常に勤務または就業している団体の所属員であれば可能であり、**医師の診査は必要ない**。

#### (7) 保険金請求時の遺族の了承

死亡保険金受取人が法人である場合には、死亡保険金の請求手続きをする際に、被保険者の**遺族の同意が必要**である。

#### (8) 保険料率

総合福祉団体定期保険の保険料率は、平均保険料率が適用される。平均保険料率と年齢群団別保険料率を比べた場合、若年者の保険料は、年齢群団別保険料率のほうが**割安**となるが、平均保険料率では**割高**となる。一方、中高年者の保険料は、平均保険料率のほうが**割安**となるが、年齢群団別保険料率では**割高**となる。

## 16 特約の種類と内容

特約は、一般に主契約の保険期間に合わせた更新型から終身型まで、ニーズに合わせた保険期間を選択できるものもある。

第三分野の保険、それ以外の保険や特約も含めて参考として下表に記載する。

## (1) 不慮の事故・病気になる（医療特約・他の特約）

名称など	主な給付名称	一般的な概略
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故で180日以内に死亡・高度障害状態、特定感染症により死亡・高度障害状態のとき保険金を支払う
傷害特約	災害死亡保険金 障害給付金	不慮の事故で180日以内に死亡・高度障害状態、特定感染症により死亡・高度障害状態のとき保険金を支払い、身体障害状態のとき給付金を支払う
特定損傷特約	特定損傷給付金	不慮の事故により180日以内に「骨折」「関節脱臼」「腱の断裂」の場合、入院の有無を問わず一定の金額を支払う。通算10回限度
疾病入院（特約）	疾病入院給付金	病気で5日以上入院したとき入院5日目から給付金を受け取れる（5日型）。1入院支払限度日数は60日、120日、180日、360日、1000日等。通算日数は700日、1095日等。日帰り入院から受け取れる保険会社も多い
	手術給付金	病気・不慮の事故で所定の手術をしたとき、入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金が支払われる 一律10倍、一律20倍、給付金なし等の商品もある
災害入院特約	災害入院給付金	医療保険の場合、災害入院保障がセットになっている。不慮の事故で180日以内に入院したとき入院5日目から支払われる。日帰り入院から支払う保険会社も多い
短期入院特約	短期入院給付金	病気やケガで継続して2日以上入院したとき1日目より受け取れる。1入院4日が限度、通算60日限度
通院特約	通院給付金	入院給付金の支払対象となった入院をした後、同病気治療のための120日以内の通院について給付金（30日限度）を支払う

## (2) 特定の疾病などに備えるもの

名称など	主な給付名称	一般的な概略
成人病入院特約 生活習慣病入院 特約	成人病入院給付金 (生活習慣病入院 給付金) 生活習慣病手術給 付金	ガン・心疾患・脳血管疾患・高血圧性疾患・糖尿病で入院したときに支払われる 生活習慣病として上記の他、肝硬変、慢性腎不全等まで 範囲を広げている保険会社もある
ガン入院特約	ガン入院給付金 ガン診断給付金 ガン手術給付金 ガン通院給付金	ガン入院給付金は、ガン治療目的の入院について1日目から支払われる（無制限） 初めてガンと診断されたとき（一定年数経過時のガン診断）に診断給付金が支払われる ガンによる手術、ガン入院したあとの通院（5日・20日以上など規定あり）についてガン手術給付金、通院給付金が支払われる
女性疾病入院特約	女性疾病入院 給付金 女性疾病手術 給付金	女性特有の病気（乳ガン、卵巣ガン、子宮ガン、子宮内膜症、子宮筋腫、妊娠の合併症、分娩の合併症、関節リュウマチ、腎不全など）の入院について給付金を支払う 女性疾病を直接の原因とした治療を目的とした手術について手術給付金を支払う

先進医療特約	先進医療給付金	病気やケガにより、厚生労働大臣に療養時に承認されている先進医療を適合する病院または診療所で治療を受けたとき、その技術料に応じた給付金を支払う。通算1,000万円、2,000万円を上限としている会社もある
--------	---------	---

### (3) 介護特約（保険）

約款に定める所定の要介護状態になり、その状態が一定期間継続したと医師により診断確定された場合、介護一時金や介護年金（または併給）を受け取ることができる。

年金は一定期間または一生涯受け取れる（受取期間中に所定の状態に該当しなくなった場合、年金が停止されるものと停止されないものがある）。

また、上記内容に加え公的介護保険の要介護認定に連動して受け取れるものもある。

- ・死亡した場合には、死亡給付金を受け取れる（介護年金と同額のものもある）。死亡給付金が支給されないものもある。
- ・保険期間が一定の定期型と一生涯保障の終身型、年金給付型がある。

### (4) 総合医療特約

災害入院特約と疾病入院特約を組み合わせた特約。創傷処理やデブリードマンなどの手術は手術給付金の支払対象外。

### (5) リビング・ニーズ特約

- ・原因にかかわらず余命**6カ月**以内と診断された場合に、保険金の全部（一般に**3,000万円限度**）または一部を生前に受け取れる。
- ・特約の保険料は必要ないが、リビング・ニーズ特約保険金を請求する場合、指定保険金額から**6カ月分の保険料**と**その利息**が差し引かれて保険金が支払われる。請求した部分の保険は消滅し、以降該当部分に相当する保険料の支払いは必要なくなる。また、保険金全額を請求する場合、保険契約は**消滅**する。

## 4 第三分野の保険とは

人のケガ、病気、介護、就業不能状態などに備える保険は、生命保険分野（第一分野の保険）にも損害保険分野（第二分野の保険）にも属さず「第三分野の保険」に該当する。

生命保険	人の生死に関して一定金額の保険金を支払う契約（第一分野の保険）
損害保険	偶然の事故によって生じる物の損害に応じて保険金を支払う（実損払い）契約（第二分野の保険）
第三分野の保険	人のケガや病気などに備える契約

第三分野の保険を主契約として契約する単体加入型と、特約として主契約に付加する特約型に分かれる。

生命保険の分野で紹介した災害入院特約、疾病入院特約、生活習慣病入院特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約、ガン入院特約および損害保険の分野で紹介している傷害保険なども第三分野の保険に該当する。

ここでは、医療保険、ガン保険、所得補償保険、就業不能保険、認知症保険を中心に記載する。

# 5 第三分野の保険商品

## 1 医療保険（特約）

医療保険とは、公的医療保険で保障される治療費以外に負担する食事代や差額ベッド代などの負担について、公的医療保険で賄えない部分について備えることができる。

保険期間	終身医療保険：一生涯 定期医療保険：一定期間
保険料支払期間	短期払い：一定期間 終身払い：一生涯

多くの医療保険や医療特約では、退院から**180日**以内に同じ病気で再入院した場合には、2つの入院を**1つの入院**として扱うルールを設けている。

また、近年では、医療技術の高度化により入院日数は短期化する一方で、入院にかかる医療費は増加する傾向にある。そのため、入院にかかる治療費の自己負担額や諸費用に対して実費で備える実費型の医療保険などもある。

## 2 ガン保険

保障の対象をガンに絞り、診断・入院・手術・通院・在宅療養給付など幅広く保障する保険。保険期間が一定の定期型（更新可能）と終身保障の商品がある。

医療保険と異なり、一般にガン入院給付金支払日数は**無制限**となっている。責任開始期から**90日間**程度の免責期間（待ち期間）を設けているものが多く、その間にガンと診断された場合には給付の対象とならない。

(注) ガン死亡保険金は、ガンが原因で死亡した場合に支払われる。ガン以外で死亡したときには死亡保険金がないか、ガンによる死亡よりも少額の死亡保険金となることが一般的である。

## 3 所得補償保険

病気やケガにより、就業不能な場合に保険金が支払われ所得の喪失を補償する保険である。保険金支払いの対象となるのは、「全く仕事ができない状態」なので、入院しているかは問題ではない。補償は、一定の免責期間を経過した時点から開始して、あらかじめ設定しているてん補期間が最長になる。

## 4 就業不能保険

就業不能保険は、被保険者が傷害または疾病により、長期間働けなくなり収入が途絶えることを保障する保険である。入院していなくても所定の要件（就業不能状態）

に該当し、所定の期間が経過すると保険金や給付金が一時金や年金形式で支払われる。商品によっては、**精神疾患による就業不能を保障するものもある**。

---

## 5 認知症保険

認知症保険は、被保険者が所定条件を満たす認知症または認知症による介護状態となった場合に保険金・給付金が支払われる。

一般に医師によりアルツハイマー病の認知症や血管性認知症等に該当する器質性認知症と診断された場合に保険金・給付金の支払対象となる。また、認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）を保障する商品も販売されている。

---

## 6 介護保険

介護保険は、要介護状態になった場合に、一時金や年金が受け取れる保険である。年齢や保険期間等の契約内容が同一の場合、女性は男性よりも長寿の傾向があることから、保険料は、被保険者が男性よりも女性のほうが高くなる。



## チェックテスト

- (1) 責任開始期（日）は、一般に、「申込み」「告知・診査」「第1回目保険料（充当金）の払込み」「保険会社の承諾」の順に手続きが行われた場合には、「保険会社の承諾」の日となる。
- (2) 失効した生命保険契約を復活した場合、復活後の保険料は、復活時の年齢で計算されず、失効前の契約の保険料率が適用される。
- (3) 失効した生命保険を復活した場合、責任開始期（日）は、その契約が失効した日となる。
- (4) 保険料払込猶予期間を超えても、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に生命保険会社が立て替え、契約を有効に継続させる制度を自動振替貸付制度という。
- (5) 延長（定期）保険は、保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとに元の保険金額と同額の定期保険に変更するもので、一般に、変更後の保険期間は、元の保険期間より短くなる。
- (6) 既加入保険を払済保険に変更する場合、付加している各種特約は消滅するが、一般に、リビング・ニーズ特約は継続される。
- (7) 個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金保険は、契約日から10年間は払済年金保険に変更することができない。
- (8) 総合福祉団体定期保険は、原則として無告知・無診査で加入することができ、役員および従業員を被保険者とすることができる。
- (9) ヒューマン・バリュー特約は、役員および従業員の死亡等による企業の経済的損失に備えるための特約であることから、死亡保険金の受取人は、契約者である企業に限定されている。
- (10) 介護保険において、年齢や保険期間等の契約内容が同一である場合は被保険者が男性よりも女性の方が保険料が高くなる。

### 解答

- |       |       |       |       |        |
|-------|-------|-------|-------|--------|
| (1) × | (2) ○ | (3) × | (4) ○ | (5) ○  |
| (6) ○ | (7) ○ | (8) × | (9) ○ | (10) ○ |



# 第7章

## 損害保険の基本用語と保険商品

過去の出題状況	2022.5	2022.9	2023.1	2023.5	2023.9	2024.1
損害賠償と法律						
火災保険／地震保険		☆	☆		☆	
自動車保険	☆		☆	☆		
その他の保険商品	☆	☆		☆	☆	☆

### 1. 損害保険の基本用語

損害保険は、生命保険と似た用語が多いが、損害保険独特の用語もある。

### 2. 損害賠償と法律

損害賠償は民法で規定されているが、特別法がある場合には民法に優先して適用する。

### 3. 損害保険商品

損害保険商品には、リスクの分類により「物保険」「人保険」「賠償責任保険」などがある。

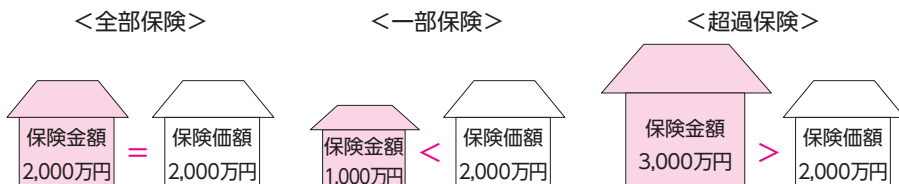
# 1 損害保険の基本用語

## 1 損害保険の基本用語

- ① **告知義務**：保険契約者または被保険者は、契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険者が告知を求めた告知事項について事実の告知をしなければならない。
- ② **被保険利益**：ある物に偶然に事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益という。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となる。
- ③ **免責金額**：自己負担する金額である。  
免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがある。
- ④ **元受保険**：再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してその保険契約を元受保険という。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合がある。
- ⑤ **再調達価額**：保険の対象と同等のものを新たに建築、あるいは購入するために必要な金額をいう。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価（額）である。時価（額）を基準にして保険金を算出する保険が多いが、火災保険の価額協定保険（特約）や新価保険などにおいては、再調達価額を基準にして保険金を算出する。
- ⑥ **時価（額）**：同等のものを再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいう。
- ⑦ **保険価額**：被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故発生の場合に被る可能性のある損害の最高見積額となる。
- ⑧ **保険金額**：保険をいくら付けるかという場合の「いくら」にあたる金額を指す。「事故によって損害が発生したら、この金額を最高限度として支払います」と契約の際に契約者と保険会社の間で約束した金額、つまり契約金額のことである。
- ⑨ **比例払方式**：事故によって損害が発生したとき、保険金額（契約金額）が保険を付けていた物の価額（時価）より不足している場合に、その不足する割合に応じて保険金を削減して支払う方式をいう。
- ⑩ **全損**：保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価（額）を超えるような場合のことをいう。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいう）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）という。なお、これらに至らない損害を分損という。

## ■全部保険・一部保険・超過保険

全部保険	保険金額と保険価額が同額の保険のこと 損害額は全額保険金として支払われる（ <b>実損払方式</b> ）
一部保険	保険金額が保険価額より小さい保険のこと 損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額と保険価額の割合により保険金が削減される（ <b>比例払方式</b> ）
超過保険	保険金額が保険価額より大きい保険のこと 「利得禁止の原則」（保険による不当利得は認められない） 契約者が善意で重大な過失がない場合、 <b>超過部分の契約は取り消すことができる</b> 。損害額は全額保険金として支払われる



## 2 損害賠償と法律

### 1 火災と法律

軽過失（ちょっとした不注意）による火災（失火）で隣家に延焼損害を与えてしまった場合には、民法709条の不法行為責任に優先して「失火の責任に関する法律」（以下「失火責任法」という）が適用される。この結果、民法709条は適用されず、失火責任法により隣家に対する損害賠償責任を負わないことになる。ただし、重過失（著しい注意欠如）または故意による失火、爆発事故や爆発に伴う発火による火災の場合は、火元が損害賠償責任を負うことになる。

賃貸住宅の場合、借りている部分の火災による損害は、民法415条の債務不履行責任となるため、失火責任法の適用はされず、火災を起こした借家人は、軽過失であっても、家主に対して損害賠償責任を負うことになる。

原因	隣家への賠償	家主への賠償
軽過失による失火	損害賠償責任を負わない (失火責任法の適用)	損害賠償責任を負う (民法の債務不履行責任)
爆発による損壊 重過失または 故意による失火	損害賠償責任を負う (民法の不法行為責任)	